

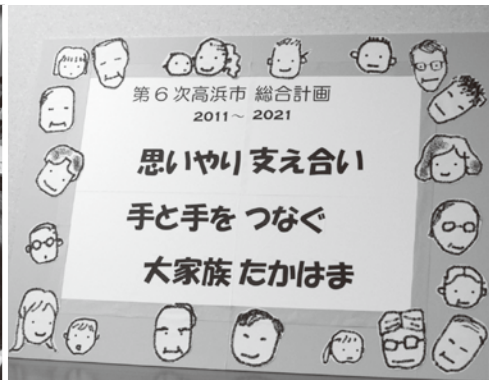
広報

たかはま

2011
4/1
APRIL
No.1144

- 主な** ❖4月10日は愛知県議会議員一般選挙の投票日
- 内容** ❖施政方針・教育行政方針
❖平成23年度当初予算決定
❖いきいき広場がリニューアルします

表紙 第6次総合計画・自治基本条例がスタート



各種相談



板倉暖かくん(長竹町四丁目)

市長との対話日

4月1日(金)・5月6日(金) 午前9時～正午 市長応接室

※5月6(金)の対話日は4月28日(木)までに、人事グループ(☎52-1111内線309)へ申し込んでください。

税務相談(税理士)

4月12日(火) 午後1時～3時 市役所市民相談室
 ※相続・贈与・不動産取得などに関する税一般。予約優先(☎52-1111内線269)です。

労働相談(西三河事務所職員)

4月13日(水) 午後1時～4時 市役所市民相談室
 ※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)。

市民相談(市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所市民相談室
 ※市役所へのご意見・ご要望など。

日系人相談(ポルトガル語の分かる相談員)

午前8時30分～午後5時 市役所市民生活グループ
 ※庁舎内の案内、通訳など。

人権相談(人権擁護委員)

4月7日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室
 ※いじめ、虐待、差別などの人権問題。

行政相談(行政相談委員)

4月7日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室
 ※国、県、市などに対する苦情・要望など。

消費生活相談(消費生活相談員)

4月8日(金) 午後1時～4時 市役所市民相談室
 ※消費者トラブルの相談など。

教育相談

平日 午前8時30分～午後5時15分 子ども権利支

援センター(全世代学習館内)
 ※事前に子ども権利支援センター(☎54-4686)または学校経営グループ(☎52-1111内線345)へ申し込んでください。

心配ごと相談(弁護士)

4月6日(水)・20日(水) 午後1時～3時45分 いきいき広場
 ※予約制。事前に、社会福祉協議会(☎52-2002)へ申し込んでください。

介護保険相談(介護保険グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場(☎52-9871)

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9872)
 ※子どもと家庭の悩み事相談など。

母子自立支援相談(母子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9872)
 ※自立に必要な情報提供・指導・相談など。

母子家庭就業相談(県就業相談)

4月19日(火) 午後2時～4時 いきいき広場(☎52-9871)

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～5時
 ※予約制。事前にいきいき広場(☎52-9871)へ申し込んでください。

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場(☎52-9610)
 ※障がい者の生活全般に関する相談など。

C
A
P
L
E
N
D
A
R

4月 行事カレンダー

1	金	
2	土	図書館紙芝居の日
3	日	大山桜ものがたり(大山緑地) 消防団入退団式(高浜中学校グラウンド)
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	ベビーブックのひととき(吉浜公民館)
8	金	
9	土	「斎藤吾朗の全活動を語ろう、具」展(かわら美術館)～5月29日 図書館おはなし会
10	日	愛知県議会議員一般選挙 大山緑地・千本桜ライトアップ最終日
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	

16	土	図書館紙芝居の日
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	高浜市議会議員一般選挙
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	フリーマーケット(高浜エコハウス) 図書館紙芝居の日

人口と世帯数 ■人 口/45,383人 (+44) ■世帯数/17,410世帯 (+42)
 (平成23年3月1日現在) ■男 /23,589人 (+49) ■女 /21,794人 (-5) ()前月比

「ふるさとの 未来を築く 県議選」

4月10日(日)は 愛知県議会議員一般選挙の投票日です

投・開票速報 市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp/>
問 合 せ 先 高浜市選挙管理委員会(市役所行政契約グループ内) ☎52-1111(内線366)

4月10日(日)は愛知県議会議員一般選挙の投票日です。
尊い一票を無駄にしないよう、皆さん、投票日にはかならず投票に出かけましょう。

なお、選挙は選挙期日(投票日)に投票所で投票をすることを原則としていますが、投票日に都合の悪い方は、期日前投票制度などをご利用ください。

※期日前投票所・不在者投票所は、市役所『地下教養室』です。

投票日時 4月10日(日) 午前7時～午後8時

投票場所 市内11か所の投票所(一覧表をご覧ください)

開票日時 4月10日(日) 午後9時～

開票場所 市役所4階会議室

投票できる方

この選挙に投票できる方は、次の条件をすべて満たしている方です。

- ・年齢が満20歳以上(平成3年4月11日以前の出生者)の方
- ・日本国民
- ・平成22年12月31日以前に住民票が作成され(または転入届を提出し)、引き続き高浜市の住民基本台帳に記録されている方
- ・高浜市の選挙人名簿に登録されている方

転入された方は 前住所地で

平成23年1月1日以降に県内の市町村から高浜市に転入された方は、前住所地で投票することになります。投票できるかどうかは前住所地の選挙管理委員会へおたずねください。

なお、前住所地で投票する場合は、市町村長の発行する証明書(引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書)が必要となります。該当する方は、市民窓口グループまでお申し出ください。

選挙公報について

愛知県議会議員一般選挙においては、選挙公報は発行されません。



投票日に都合の悪い方は 期日前投票などをご利用ください

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

なお、投票日には選挙権を有することとなるが、投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない方（たとえば、投票日には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など。）は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができます。（不在者投票所は市役所地下教養室です。）

期日前投票ができる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方。

期間 4月2日(土)～4月9日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所地下教養室

持ち物 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

手順

①宣誓書に必要事項を記入して受

付に提出します。

②投票用紙の交付を受けます。

③記載台で投票用紙に候補者の氏名を記載し、それを直接投票箱に入れます。（投票用紙を封筒に入れたり、署名する必要はありません。）

※不在者投票の方は、従来どおり投票用紙を封筒に入れて、署名する方法です。

他市町村で行う不在者投票

旅行先や滞在先で行う不在者投票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかりますので、早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

自分の意思で自署できる方で、別表1に該当する方は、郵便など

《別表1》

郵便などによる不在者投票の対象者

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能			—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障がい		1級から3級	—
肝臓		1級から3級	特別項症から第3項症まで
介護保険		介護状態区分	
要介護者		要介護5	

による不在者投票ができます。利用にはあらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。必要な方は、市選挙管理委員会へ申し出てください。

また、郵便などによる不在者投票をすることができず選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方で別表2に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会の

郵便等投票証明書の有効期間

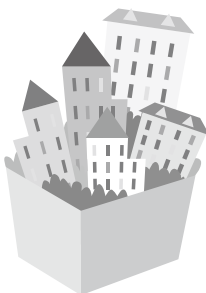
郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間	
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から	7年
要介護者	交付の日から	被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

郵便などによる不在者投票における代理記載制度対象者 上記の対象者のうち

《別表2》

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢もしくは視覚		1級	特別項症から第2項症まで

委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせてください。



あなたの投票所はこちらです

	<p>第6投票区</p> <p>高取公民館</p> <p>清水町一～八丁目、神明町五～七丁目、豊田町三丁目、本郷町一～六丁目、向山町一～六丁目</p>	<p>投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。お出かけのときは、入場券で投票所を確認してください。(投票所一覧表を参照してください。)</p> <p>駐車場のない投票所もありますので、できるだけ徒歩か自転車などをご利用いただき、交通混雑緩和にご協力ください。</p>	
	<p>第7投票区</p> <p>高浜市役所</p> <p>青木町二～五丁目、春日町五・六丁目、沢渡町五丁目、稗田町一・二丁目</p>		<p>第1投票区</p> <p>吉浜北部保育園</p> <p>小池町一～三丁目・六丁目、新田町一～四丁目、八幡町一～六丁目</p>
	<p>第8投票区</p> <p>高浜小学校</p> <p>青木町一丁目・六～九丁目、稗田町四～六丁目</p>		<p>第2投票区</p> <p>吉浜公民館</p> <p>呉竹町四・五丁目、小池町四・五丁目、神明町一～四丁目・八丁目、豊田町一・二丁目、屋敷町四～六丁目、湯山町二・三丁目</p>
	<p>第9投票区</p> <p>勤労青少年ホーム</p> <p>二池町三・四丁目、論地町一～五丁目</p>		<p>第3投票区</p> <p>吉浜保育園</p> <p>呉竹町一～三丁目・六・七丁目、新田町五丁目、屋敷町一～三丁目・七丁目、芳川町一・二丁目</p>
	<p>第10投票区</p> <p>高浜南部公民館</p> <p>碧海町一～五丁目、二池町一・二・五・六丁目</p>		<p>第4投票区</p> <p>大山公民館</p> <p>春日町一～四丁目・七丁目、沢渡町一～三丁目、湯山町一丁目、芳川町三・四丁目</p>
	<p>第11投票区</p> <p>高浜南部保育園</p> <p>田戸町一～七丁目</p>		<p>第5投票区</p> <p>女性文化センター</p> <p>沢渡町四丁目、稗田町三丁目、湯山町四～八丁目</p>

施政方針

本文は、市議会3月定例会で行った施政方針演説の一部を抜粋したものです。



高浜市長 吉岡初浩

【はつらむ】

「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかま」。

これは、本市がこれからの約10年間で目指していく姿、4月からスタートする第6次総合計画の将来都市像です。

高浜市は、住んでいる人、事業を営んでいる人など、さまざまな人たちの営みによって成り立っています。そうした人々たちを一つの家族、すなわち「大家族」と見立て、みんなで力を合わせて高浜市を創り上げていく。大家族が幸せに暮らせるようにするために、自分だけでなく、家族のためにできることは何か、まさに、これからの自治のあり方を的確に示した言葉であると感じました。

昨年12月には、高浜市制の歴史に記すべき、「自治基本条例」が可決され、本年は、その「自治基本条例」と「第6次総合計画」を両輪としたまちづくりを推進するスタートの年、高浜市における「市民自治元年」です。今一度初心に立ち返り、

地域へ足を運び、市民との対話を大切にしながら、スピードと誠意をもって共に行動していくという姿勢で、まい進していきます。

先例のない時代に向かおうとしている今、幾多の困難も予想されますが、解決策は自分たちで見つけるしかありません。考え方や視点を変えることにより、解決の糸口やチャンスは必ずあります。「一人では何もできない。しかし、まずは一人が始めなければならぬ。」という言葉があります。一人ひとりが持っている力を結集させることこそが「大家族たかま」であり、高浜市の未来を切り拓く大きなエネルギーとなっていく。市民と対話を重ね、知恵を出し合い、ともに汗を流していきます。これが、これからの高浜市が目指す自治の姿であり、私はそのような市政を目指してまいります。

【平成23年度の重点施策】

総合計画を「みんなで考え、みんなで行動する計画」としていくため、「総合計画推進会議」や作業部会として「高浜市の未来を創る市民会議」を設置し、市民とともに目標の達成度などを検証しながら、目標の達成に向けて行動していきます。自治基本条例を実効性のある「活きた条例」とするために、

市民と協働で普及・啓発活動を行います。

事業の再構築を目的にして、事業仕分けを6月に実施します。また、行政評価の実施に向け、PDC Aサイクルの仕組みを構築するとともに、予算の編成プロセスの見える化も進め、わかりやすい財政運営を進めます。

今後の公共施設のあり方を検討するため、市民と職員で構成する「公共施設のあり方検討委員会」を設置し、公共施設にかかるコストなどの把握や分析を行い、公共施設のあり方計画の策定を行っていきます。

子どもを生涯学習の「根っこ」として捉え、本市の生涯学習のあるべき姿を描いた生涯学習基本構想を策定し、地域との関わりの中で自立や社会性の向上を図り、郷土に対する理解や愛着を育む環境づくりを進めます。

安心して子どもを生み育てることができるよう、中学校卒業までの子ども医療費の無料化を引き続き実施します。

子育て中の家庭が各種支援についての情報を手軽に入手できるようにするため、子育て支援に関する情報を一元化し、ポータルサイトやメールマガジンなどを活用し、情報を提供します。

「コミュニティ・ビジネスの芽

を育むため、人材の発掘・育成に関するセミナーの開催や実用的な関連講座などを開催します。

観光については、市民とともに地域資源を掘り起こし、「見る」「食べる」「楽しむ」場としての魅力を磨き、広く知っていただけるような情報発信の強化に努めます。

環境に配慮したエネルギー活用を推進するため、LEDの防犯灯の交換を順次進めていきます。また、災害時の避難場所である都市公園に、ソーラーシステム型LEDタイプの公園灯を設置します。

地域の足である、いきいき号については、市内循環コースのほか、刈谷豊田総合病院本院コースを新設するなど、路線の見直しを実施します。

防災活動として、災害に関する講演会、勉強会や防災アドバイザーの助言を得ながら、地域全体で防災に取り組むためのネットワークを構築します。

いきいき広場3階において、「こども発達センター」の運用を開始します。子どもの発達に関する専門職を配置し、発達相談などを行い、保健師などの関係者を含めて、チームで子どもの成長を支援します。

チャレンジドの支援として、「障がい者相談支援事業所」に総合コーディネーターや就労担

当相談員を新たに配置します。高齢者が自らの力を発揮し、いきいきとした高齢期を過ごすことができるように、「いきいき健康マイレージ制度」を導入します。

【はつらむ】

山口県に「夢のみずうみ村」という、介護・リハビリの発想を大転換した運営で有名なデイ・サービスセンターがあります。そのユニークなネーミングの由来は、「夢は意思の塊。湖は底から水が湧き出ている。つまり、夢のみずうみとは、『こうなるというなあ』『もっとこうしたい』という想いが絶えず湧き出る場所。想いが一つでも実現すると、さらに元気の源泉が湖の底深くから、次から次へと湧き出してくる。湖から水があふれ出し、それが大きな川となり、やがて海原が見えてくる。」とのこと。私はこの話を聞いて、まちづくりも同じであると強く感じました。

私たちの愛するまち高浜市がこうなったらいいなあ、こうしていききたいと、一人ひとりが想い、行動していけば、必ず変わっていきます。大家族のみならず手と手を携え、そんな手ごたえや実感が得られるような市政経営を手がけてまいります。



教育長 岸本和行

1 小学校新学習指導要領の本 格スタート

本年度からスタートする新学習指導要領の基本的な考え方にそって、次の3点に重点を置きます。1つ目は教育の基本理念を踏まえ「生きる力」を育成することを重視します。2つ目は知識・理解の習得と思考力・判断力・表現力などのバランスを重視します。3つ目は道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成します。

2 教育基本構想の策定

小学校1年生が学校になじめない小1プロブレムや義務教育9年間の中1ギャップを解消し、子どもたち一人一人の才能や夢を育てる「幼保・小中が連携した教育のあり方」について研究してまいります。昨年度1年間で全体構成案まで作成にいたっております。今後多くの課題をもっています。保護者・地域に理解・共感されるとともに、教職員が夢と希望をもち、

達成点がはつきりと現実のものとして見える教育基本構想を策定したいと考えています。

3 確かな学力の向上をめざして

(1) 新しい学びプロジェクト

現在、東京大学が「新しい学びプロジェクト」市町村と東京大学による協同学習研究連携を立ち上げて研究活動を行っています。「協同学習」は、子どもたちの「学びあい」を中心として、習得、活用、探究の要素を取り入れた授業方法です。研究内容の主なもの、東京大学が進めている「協同学習」を国語科、社会科、算数・数学科、理科の4教科で、実際に授業でどのように使えるかを研究してまいります。

(2) 教師力・授業力の向上

授業は子どもたちにとって学校生活の中で最も重要な部分です。本年度もすべての教師は一回以上授業公開、2〜5年目の経験の浅い教員は複数回の授業公開をします。さらに、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力を育成する授業作りに取り組んでまいります。

(3) 学力の向上をめざした細やかな指導の充実

子どもたちは、一人一人の個性が異なるように能力や理解度もそれぞれ異なり、一人一人にきめ細かく指導できる少人数指導は学習効果をあげます。サポートティーチャーは、算数・数学および英語において少人数指導の充実を図っています。本年度は、習熟度別少人数指導の授業方法を見直すことにより、少人数指導の有効性を最大限に引き出す取組に努め、学力の向上に努めてまいります。

(4) 特別支援教育・外国人支援教育の充実

障がいを持った子どもたちに対して、取り出しや入り込みによる指導、困り感に寄り添うきめ細かな学習支援や生活支援が大変有効であることから、引き続き人的支援をしてまいります。また、日本語や日本の文化・習慣などを集中して学ぶ外国人早期適応指導の取組も継続して実施してまいります。

4 心豊かで健やかな子どもの育成をめざして

(1) 心の教育・道徳教育の充実

市内すべての小中学校で道徳推進委員を核として、指導体制の充実と道徳の授業を中心に心の教育に力を入れて取り組むようにし、児童生徒の心を鍛える

実践を積み上げてまいります。取組を通して、子どもたちが規範意識を持ち、正しい善悪の判断のもとで行動し、モラルやマナーを身につけられるよう指導・支援に努めてまいります。

(2) いじめ不登校対策・学校不応支援の充実

日ごろから、いじめをすることは卑劣なことであり、その行いに対して罪悪感を気付かせるようにします。児童生徒相談員を引き続き配置し、学校との連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。また、生徒指導巡回相談員の配置を継続し、各校への巡回指導や家庭訪問に出向くなど、不登校をはじめ学校不適応児童生徒への支援を充実させます。両中学校には、スクールヘルパーを継続して配置し、不適応生徒の学習指導や相談活動をしてまいります。

5 地域と共に歩む開かれた学校をめざして

(1) 学校評価(自己評価・学校関係者評価・第三者評価) 教育委員会評価

学校評価事業は、年々充実したものとなってきています。自己評価、学校関係者評価の取組や結果は、学校評価検討委員会において報告し合い、より効果的で有効性の高い評価ができるようその取組について検討し、

更なる充実を図ります。また昨年度より第三者評価委員会を設置し、学校が取り組んだ施策の有効性を検証してまいります。

(2) 情報発信

保護者や地域住民の方々に学校教育を理解し、協力していただくために、リーフレット、各種たよりやホームページのブログなどでさまざまな情報を家庭や地域に発信します。開かれた学校であるためには、風通しの良い学校、家庭・地域の方々と協働性を確かなものにしていく必要があります。積極的な情報発信に努めるよう各校の取組を支援してまいります。

6 教育環境の充実

学校施設の整備にあたっては、各小中学校の要望に基づき現場を確認し、児童・生徒の安全を最優先に考えながら、学校と協議を進めております。なお、学校施設の老朽化に伴う小規模な修繕につきましては、各小中学校に対して要望に応じて予算を配当し、各小中学校が迅速に修繕を実施できるように体制をとっております。今後においては、教育基本構想の中で、あらゆる角度から調査・研究をしていきたいと考えております。

平成23年度 当初予算決定

平成23年度一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は215億4,654万円で、前年度に対して3.2%の増となっています。

- 総額 ……215億4,654万円（3.2%増）
- 一般会計 ……133億7,180万円（5.1%増）
- 特別会計 ……70億2,801万円（1.5%減）
- 企業会計 ……11億4,673万円（12.2%増）

一般会計は、133億7,180万円で、前年度に対して5.1%の増となっています。

新たにスタートする第6次総合計画を着実に実行していくため、新たに策定した中期財政計画に基づき「選択と集中」、「事務事業の見直し」、「ムダの一扫」の3つの取組をより推進することで、市民との協働により創りあげたアクションプランなど「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」を選択し、重要度の高い事業を優先した予算編成としました。

主な事業としては、公共施設の老朽化に対し、利用状況、財政状況などを踏まえた再整備に関する今後のあり方を示す基本方針を策定します。

さらに地域に住む人が主体となり、地域課題の解決やニーズの充足を図り、地域を豊かにしていくため、セミナー開催による人材育成など、新たなコミュニティビジネス創出にむけた支援を行います。

また、こども家庭福祉の拠点として、出生からのライフステージに応じ、健診事後相談など、こどもの発達に関する継続的な支援を行う「こども発達センター」を設置します。

特別会計の内訳

- 国民健康保険事業 ……30億1,801万円
- 土地取得費 ……5,584万円
- 公共下水道事業 ……14億2,168万円
- 公共駐車場事業 ……3,173万円
- 介護保険 ……21億2,690万円
- 後期高齢者医療 ……3億7,385万円

企業会計の内訳

- 水道事業会計 ……11億4,673万円

予算早わかり

◆予算

一般に一定期間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力をもっています。予算は、市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。

◆一般会計予算

市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

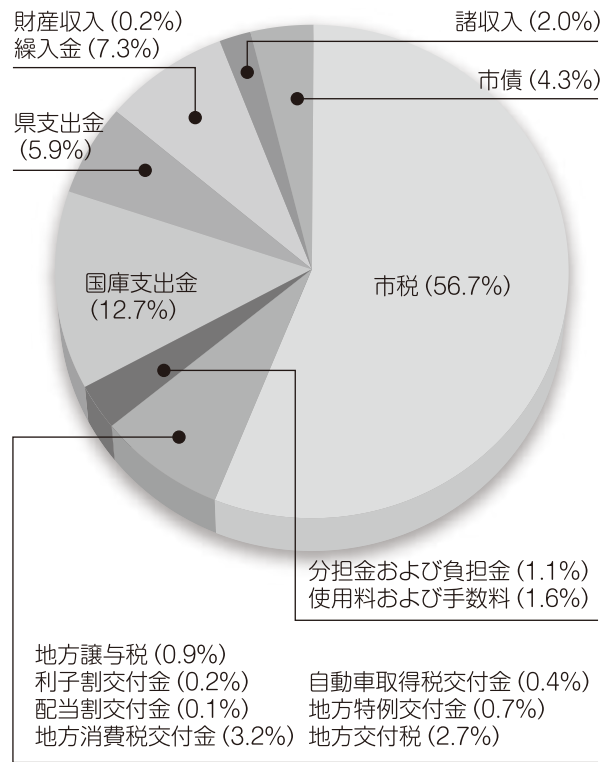
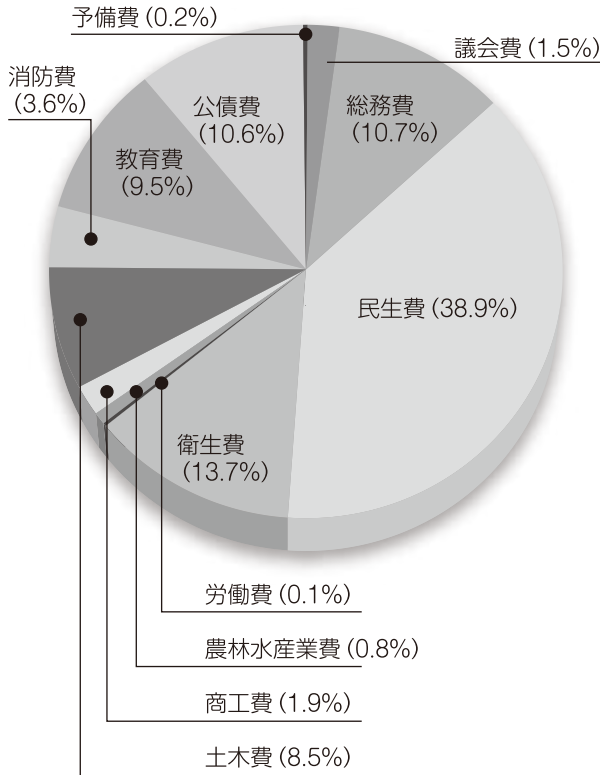
◆特別会計

特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。高浜市では、現在国民健康保険事業など6つの特別会計があります。

◆企業会計

水道事業など民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。

一般会計の内訳



歳出(単位:千円) ()は前年対比伸率(%)

議会費	200,640	(26.6)
総務費	1,431,421	(1.9)
民生費	5,202,337	(9.3)
衛生費	1,832,256	(14.3)
労働費	889	(△ 97.4)
農林水産業費	107,589	(4.6)
商工費	259,967	(4.0)
土木費	1,136,101	(△ 6.7)
消防費	485,896	(5.9)
教育費	1,267,985	(1.8)
災害復旧費	4	(0.0)
公債費	1,416,714	(△ 2.9)
諸支出金	1	(0.0)
予備費	30,000	(0.0)
計	13,371,800	(5.1)

歳入(単位:千円) ()は前年対比伸率(%)

市税	7,580,093	(2.1)
地方譲与税	114,500	(2.2)
利子割交付金	24,000	(△ 4.0)
配当割交付金	11,000	(△ 15.4)
株式等譲渡所得割交付金	5,000	(0.0)
地方消費税交付金	423,000	(5.8)
自動車取得税交付金	52,000	(△ 20.0)
地方特例交付金	95,000	(0.0)
地方交付税	370,000	(皆増)
交通安全対策特別交付金	7,000	(0.0)
分担金および負担金	143,497	(△ 9.4)
使用料および手数料	213,496	(△ 1.9)
国庫支出金	1,693,677	(17.5)
県支出金	790,793	(2.8)
財産収入	24,952	(△ 25.9)
寄附金	11	(△ 90.1)
繰入金	982,727	(△ 10.1)
繰越金	10	(0.0)
諸収入	271,044	(△ 4.4)
市債	570,000	(△ 2.2)
計	13,371,800	(5.1)

問合せ先 市役所財務評価グループ
☎52-1111(内線306・312)

リニューアルします!!



まちづくり広場

市民生活を支援・地域活動を応援します

これまで2階にあった社会福祉協議会と日本福祉大学高浜事業室を地域福祉センターに移し、みなさんが、安心して・健康で・生きがいを持って暮らせるように、協働で支援していきます。

●市民生活を支援します

地域で支援を必要とする方が、自立し安心して暮らせるように、助け合いの基盤づくりを支援します。そのために、支援を必要とする方の発見・ニーズ調査・見守り・サービスへのつなぎや、地域における新たなサービスの開発支援を行います(安心生活応援プラン事業)。また、既存の配食サービスや、「ちょっと困った」という時のふれあいサービスなど、日常生活のサポートも充実させていきます。

●ボランティアひろばセンターも加わります

いちごプラザに併設されていたボランティアひろばセンターも、4月からいきいき広場3階に。地域活動に関する疑問や相談などは、すべて3階で行えるようになります。今後は、ボランティア団体、ふれあいサービス協力会員などの発掘・育成を行う講座の開催や、市民団体の設立支援や自立化の促進を支援していきます。

●いきいき健康マイレージで、地域活動を応援します

高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどを支援するための「いきいき健康マイレージ」事業も、3階の社会福祉協議会が担当します。 ※詳しくは14ページをご覧ください。

おもちゃ&絵本の夢ランドもオープン!

たくさんのおもちゃや絵本を通じ、小学校就学前(0~5歳児)のお子さんの健やかな成長・発達を支援します。親子はもちろん、おじいちゃん・おばあちゃんも、お孫さんと一緒にぜひお越しください!

利用時間 午前10時~午後4時(予約不要) 問合せ先 ☎52-2002(社会福祉協議会)



●キッズルームこころんで、お子さんをお預かりします

共働き世帯や育児のレスパイト支援、講座受講時などに、6か月~5歳児(未就学児)までのお子さんをお預かりします。音楽や運動も取り入れ、おやつも提供します。料金など、利用に関する詳細はお問い合わせください。

利用日 月~日曜日 午前8時~午後8時30分(土日・祝日は~午後5時) 問合せ先 ☎52-2002(社会福祉協議会)

健康ひろば

乳幼児健診から生活習慣病対策まで、みなさんの健康増進を支援します

現在の保健センターの機能を一部3階へ移し、乳幼児健診や、病気にならないための“1次予防”を重点においた取り組みを、福祉と連携しながら進めていきます。

●乳幼児健診や母子保健事業を行ないます

乳幼児健診や幼児の歯科健診、育児相談などの実施により、母子の健康を推進していきます。

※2011年度の乳幼児健診や母子保健事業の日程については、いきいき広場などで配布しているお知らせをご覧ください。

●健康教育も3階で行います

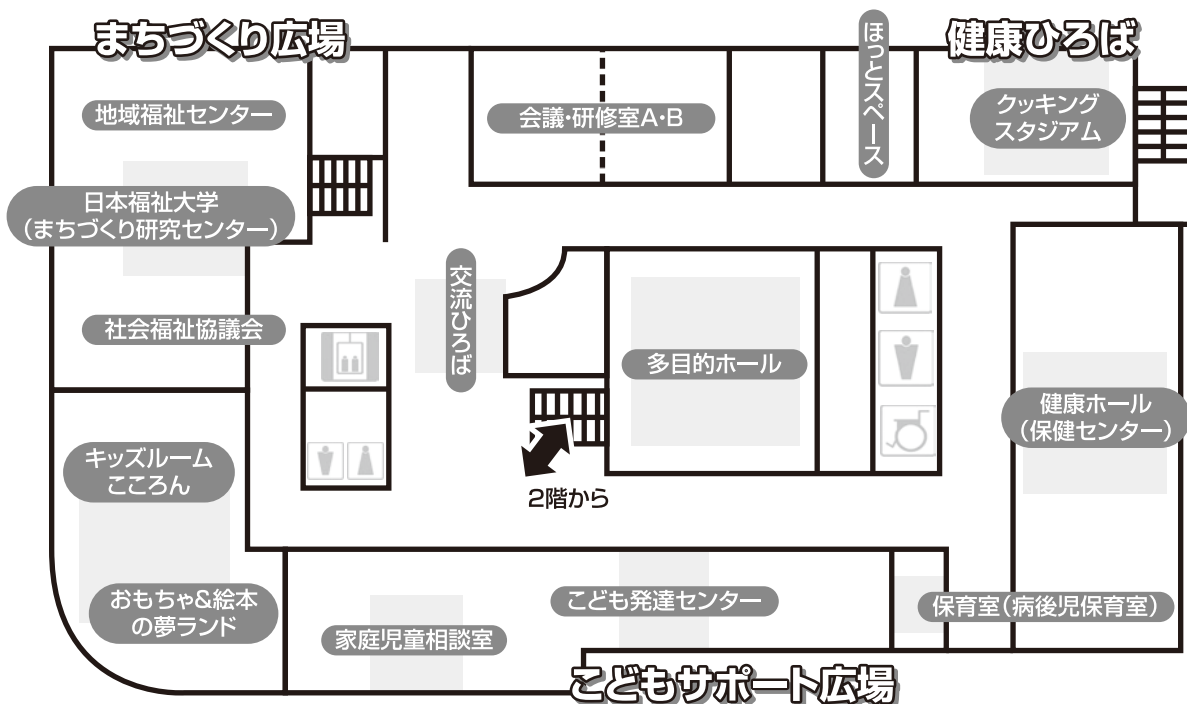
みなさんの健康づくりの支援や、生活習慣病に関する相談に応じます。クッキングスタジアムでの食育教室では、食を通じた健康づくりも応援していきます。

4月1日 いきいき広場が

いきいき広場は、「福祉と健康でまちづくり」を進める高浜市の拠点として、この4月で15年目を迎えます。

多様化・複雑化するみなさんの困りごとやニーズに応えられるように、これまでの2階に加え、新たに3階も含めた運営へ、赤ちゃんから高齢者までの幅広い福祉・健康づくり・まちづくりの拠点として生まれ変わります。

新設される3階では、まちづくり・こども・健康増進を応援します



こどもサポート広場

子ども・子育て・親子関係を支援します

子どもに関する相談は多岐にわたることから、専門職を中心に、関係機関が連携してチームで“包括的に支援”する体制が必要となっています。「こどもサポート広場」では、子どもや子どもの成長を、さまざまな面からサポートしていきます。

●こども発達センターを新設します

子育て、子ども自身の成長・発育、親子関係について、専門職を中心としたチーム体制で支援します。

また、子どもの発達に関する相談事業や、発達障がいに関する早期発見、相談支援、関係機関へのつなぎ、継続的な個別支援を行ない、健やかな発達・発育に向けた子育てができるようサポートします。

●病後児保育室が、保健センターから移ります

病気の回復期にあるお子さんをお預かりします。生後6か月～小学校3年生のお子さんが対象です。

利用日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 1日あたり2人 利用料 2,000円/日(ただし、減免になる場合があります)

問合せ先 ☎52-9871 (保健福祉グループ)

●ほっとスペースで、児童生徒の相談を行います

児童生徒相談員が常駐し、不登校やいじめ、そのほか学校生活全般について、児童生徒や保護者の相談に応じます。

利用日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 問合せ先 ☎54-4686

年中無休で対応しています

(年末年始 12/29~1/3を除く)

高齢・障がいの困りごとは、地域包括支援センターへ

杖や車いすの利用などの相談や各種手続きまで、福祉に関する困りごとに「早く・的確に・専門的に・総合的に」対応するための窓口です。専門のスタッフが高齢者・障がい者のさまざまな相談に応じ、必要なサービスを提供できるよう、年中無休(12/29~1/3を除く)で支援を行っています。4月からは地域包括支援センターの中の「障害者相談支援事業所」に総合コーディネーターも加わり、障がい者の“働きたい”を応援します。

隣には福祉用具の展示や販売を行っている「介護用品・機器ショールーム」を併設しており、福祉用具や機器の購入、レンタルをすることもできます。

利用時間 午前8時30分～午後7時(土日・祝日は午後5時15分まで。)

市民サービス窓口といきいき広場出張所

母子健康手帳の交付や、障害者手帳の交付、介護保険や生活保護など、生涯を通じた福祉に関するサービスの続きを行なうことができます。また、いきいき広場出張所では住民票の写しや戸籍の証明書、印鑑登録証明書などの交付が平日午後9時(土日・祝日は午後5時15分)まで受けられます。

健康づくりは、7月にリニューアルしたマシンスタジオで!

人気のエアロバイクやランニングマシンなどの有酸素系マシンや、リラクゼーションマシン、筋力トレーニング系マシンが揃っています。みなさんの、より効果的な健康づくりと体力づくりをお手伝いします。新年度を機に、健康づくりを始めませんか?

65歳以上の方	1回100円
中学生以下の方※1	1回100円
その他の方	1回300円
市内在住で手帳※2をお持ちの方	無料

※1 小学生以下の方は、保護者が同伴してください

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳



いきいき広場 問合せ先

12/29~1/3は、全館休館です

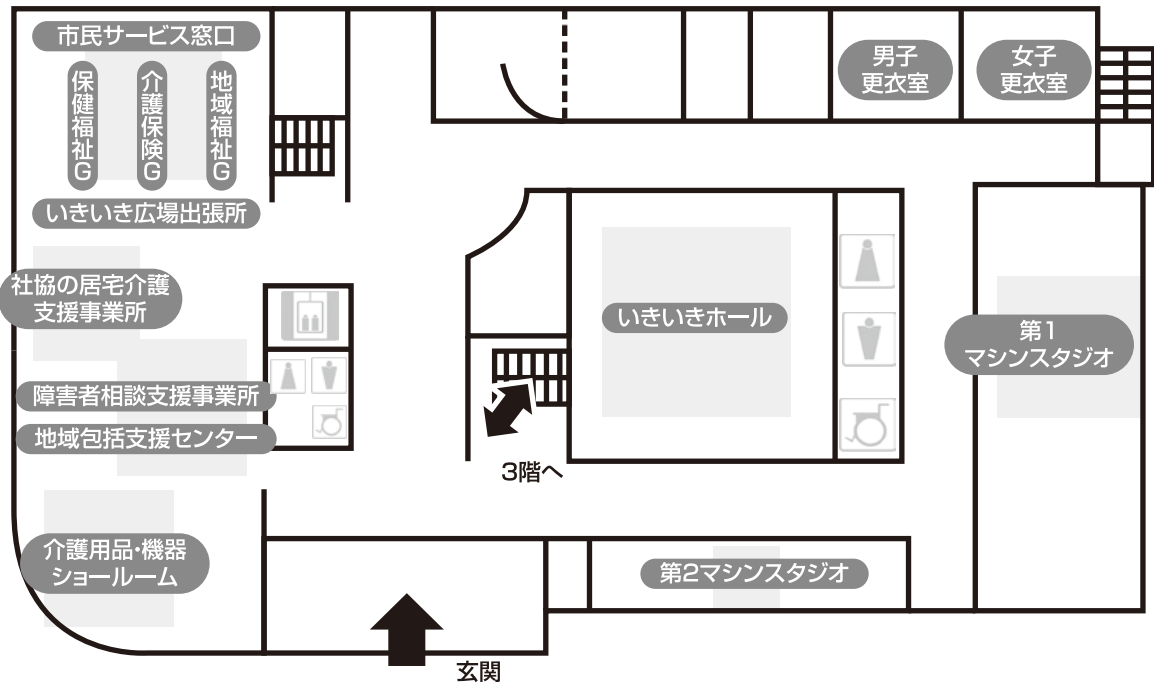
階		内容	番号	休み	時間
2階	地域福祉グループ・介護保険グループ・保健福祉グループ	福祉事務所(福祉の手続き)、いきいき広場に関するお問い合わせ全般、いきいき広場施設の予約	52-9871	なし	午前8時30分～午後9時
	地域包括支援センター 障害者相談支援事業所	高齢・障がいに関する相談	52-9610		午前8時30分～午後7時
	いきいき広場出張所	住民票の写し、戸籍の証明書、印鑑登録証明書など交付	52-9871		午前8時30分～午後9時
	介護用品・機器ショールーム	介護用品・福祉機器の相談	52-9873		午前10時～午後7時
	マシンスタジオ*	健康づくり	050-5204-9576		午前10時～午後9時*
3階	こども発達センター	家庭児童相談室、子育て・児童虐待・不登校・発達障がいなどの相談	52-9872	土日祝	午前8時30分～午後5時15分
	ほっとスペース	不登校、いじめその他学校生活全般の相談	54-4686		午前8時30分～午後5時15分
	社会福祉協議会(地域福祉センター)	ボランティア、健康マイレージ、安心生活応援プラン	52-2002	なし	午前8時30分～午後5時15分
	キッズルームこころん*	お子さんの一時預かり予約	52-2002		午前8時～午後8時30分*
	日本福祉大学高浜事業室(まちづくり研究センター)	まちづくり講座、生涯学習講座(キッズウェルネス)	52-9873		土日祝

※土日・祝日の開館は～午後5時15分まで(*印は～午後5時まで)

困ったときは、まず「いきいき広場」へ!

障がいがあっても高齢であっても、高浜に住んでいる誰もが安心して・健康で・生きがいを持って暮らし続けていくために。新たに加わった3階とともに、2階もパワーアップしていきます。

高齢・障がいの困りごとや健康づくりは、2階へ



これまで2階にあった社会福祉協議会、日本福祉大学高浜事業室は、3階へ移りました。ご注意ください。

会議やイベントで、いきいき広場の施設をご利用いただけます

1階 集会室、2階 いきいきホール、3階 多目的ホール、会議・研修室A・B、クッキングスタジオをご利用いただけます

利用時間 平日午前9時～午後9時 土日祝午前9時～午後5時

休館日 12月29日～1月3日

階	施設名	面積	使用料 (1時間あたり)
3階	会議・研修室 A	69㎡	240円
	会議・研修室 B	69㎡	240円
	クッキングスタジオ	124㎡	430円
	多目的ホール	125㎡	430円
2階	いきいきホール	206㎡	720円
1階	集会室	71㎡	200円

RESERVE 予約申請は、いきいき広場にて7日前～3ヶ月前(月初め)より受け付けています。



クッキングスタジオ

施設の予約・問合せ先 地域福祉グループ ☎52-9871

高浜市いきいき健康マイレージ



元気な
高齢者を目指す
「あなた」を応援
します



●「高浜市いきいき健康マイレージ」って何ですか？

高齢者の皆さんが、「いつまでも健康でいきいきとした毎を送るため」、そして「長年培った知識、経験、技能を活かし、地域や社会へ積極的に参加していただくため」、高浜市が新しく始める「元気な高齢者を応援するための事業」です。

今年の5月以降、高浜市が認定した「福祉ボランティア活動」や「健康づくり活動」に参加されると、その活動状況に応じてポイントが付与されるようになります。1年間の活動を通して貯めたポイントは、商品券をはじめとする希望商品に交換することができます。

●制度の流れはどうなりますか？

【登録する】

4月中旬に社会福祉協議会で参加登録すると、ポイント通帳が交付されます

【活動する】

5月から翌年3月までの間、活動に参加して通帳にポイントを貯めます

【交換する】

貯めたポイントを希望商品と交換し、次年度の参加登録(更新)を行います

高浜市いきいき健康マイレージの参加登録は…

高浜市社会福祉協議会の窓口で行います。
参加登録は4月に行いますが、5月以降も随時受け付けています。



●誰でも参加可能ですか？

高浜市内在住の65歳以上の高齢者の方であれば、どなたでも参加できます。

●ポイントがもらえる活動にはどのようなものがありますか？

次の活動に参加されると、その活動状況に応じてポイントが付与されます。

『福祉ボランティア活動』

市内の介護施設、障がい者施設、子育て施設などにおいて、ボランティア活動に参加されると、1時間につき1ポイント(1日あたり2ポイントまで)が付与されます。

【ボランティア活動(例)】

- ・施設のイベント、各種行事、レクリエーションなどの手伝い
- ・お茶出しや食堂内の配膳、下膳の補助
- ・サービス利用者との話し相手
- ・施設内の清掃、草木の水やり
- ・通園の見守り など



『健康づくり活動』

「自分の健康は自分でつくる」という理念のもと、自分自身の暮らしの中で、無理なく、楽しく、継続できる健康づくりを、保健師と相談のうえで決定し、実践(チャレンジ)した場合に、5日間のチャレンジにつき1ポイントが付与されます。

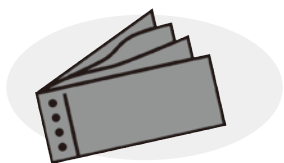
【健康チャレンジ目標(例)】

- ・マシンスタジオを利用する
- ・30分以上ウォーキングをする
- ・ラジオ体操を行う など



●貯めたポイントはどんな商品と交換できるの？

満点「すまいるカード」、マシンスタジオ利用券、介護予防拠点施設利用券、「いきいき号」利用券、サンビレッジ利用券などと交換できます。



問合せ先 高浜市社会福祉協議会(いきいき広場3階) ☎52-2002
いきいき広場内保健福祉グループ(同2階) ☎52-9871

まちづくり協議会のお知らせ・活動予定

南部まちづくり協議会

◆個別防災体験訓練を実施します!

親子などを対象に、災害の実感体験、ビデオ・展示・消防署内の見学などを行います。

と き 5月15日(日)、5月29日(日)
午前10時～午後3時

と ころ 豊田市防災学習センター

申 込 み 5月10日(火)までに、高浜南部ふれあいプラザまでお申込みください。

問合せ先 高浜南部ふれあいプラザ
☎52-2123

翼まちづくり協議会

◆4月27日(水)に通常総会を開催します!

平成23年度の新たな代表者・評議委員が決定しました。

翼まち協は、防犯・防災に特化した活動を行っています。平成23年度も現在行っている防犯・防災活動について、より一層尽力し、翼小学校区を安心・安全なまちにしていくよう頑張っていきます。

高取まちづくり協議会

◆ペットボトルのキャップを集めています!

高取まち協では、ペットボトルのキャップを回収し、二酸化炭素の削減など環境美化活動を行っています。また、このキャップ800個程度で発展途上国の子ども一人に、結核などの予防接種を打つことができます!皆さまのご協力をお願いします!

吉浜まちづくり協議会

◆吉浜の古い写真や資料を探しています!

吉浜まち協では、ブログで「吉浜アーカイブ」という特集を行っています。その取材活動において、約100年前の吉浜を映した絵葉書が見つかりました!引き続き古い写真や資料を探しています。心あたりのある方はご連絡ください!(写真提供:碧南市鶴ヶ崎区民館)



問合せ先 吉浜ふれあいプラザ

広報担当 村松・前川 ☎52-1101

ホームページ <http://kamezo.cc/user/2012>

高浜まちづくり協議会

◆登録講師を募集しています!

高浜まち協では、特技を持っている地域の方を講師に迎えて、さまざまな講座を開催しています。講師となって、地域のみなさんの前で、特技を披露してみませんか?

特 技 例 プリザーブドフラワー・押し花 など

問合せ先 高浜ふれあいプラザ ☎87-9112

問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線351)

カメラレポート



人形小路仲平座 こけら落とし

昭和の趣を残す空き店舗が寄席へと改装され、こけら落としを迎えました。中心となった人形小路の会の都築伝七会長が「落語を通して地域の活性化や交流に役立てたい」と挨拶した後、岐阜大・名城大の落語研究会の4人が高座に上がり、「猿後家」、「お血脈」などの演目を披露しました。



大山緑地 夜桜ライトアップ中!

提灯のぼんやりとした明かりに浮かび上がる桜は、まさに幽玄の世界。今年からは大たぬきや、藤の回廊のライトアップも始まり、一層魅力を増した桜景色を楽しむことができます。ライトアップは4月10日(日)まで実施される予定です。

下水道地球を守るリサイクル

問合せ先 市役所上下水道グループ

☎52-1111 (内線291・292)

4月1日から下水道が使える区域が広がります

4月1日より、神明町、向山町、碧海町の一部が新たに下水道の使用できる区域になります。

わたしたちは日常生活や社会活動のなかで、いろいろな形でたくさん水を使います。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまふと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。

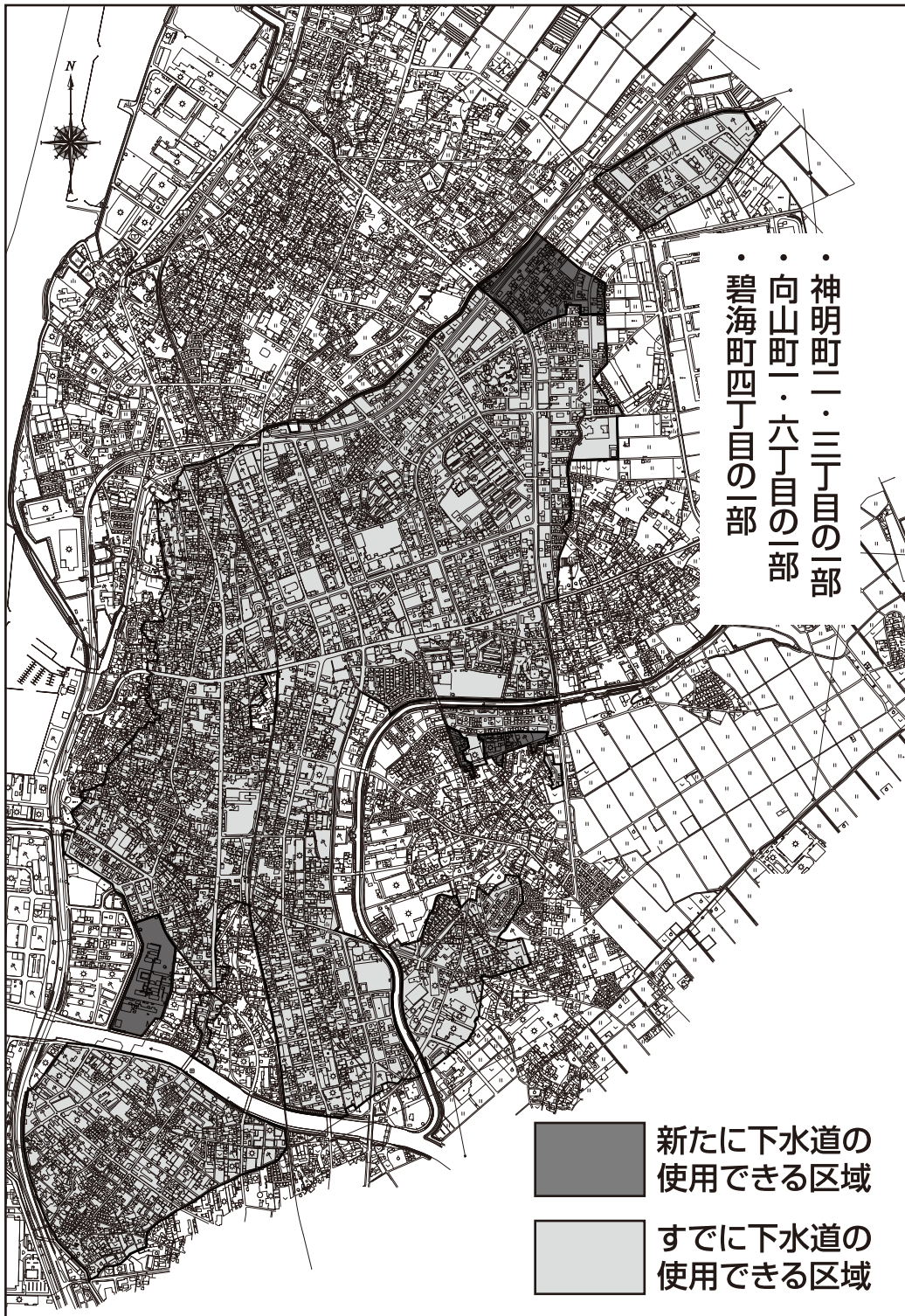
下水道はこうした汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能を持ち、わたしたちが健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。

下水道が使用できる区域は、下水道への接続が義務付けられています。未接続のままでは、水路などの汚濁が解消されず、周囲の方に迷惑がかかります。

また、将来の子どもたちに豊かな水環境を残すために、くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。

使用できる区域は次の図のとおりです。

詳しくは問い合わせください。



接続工事 (排水設備工事)の 申し込みは



排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は、「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きについても、皆さんのお手伝いができるように、市が指定している業者です。

※排水設備工事は指定工事店しかできません。

※指定工事店については、上下水道グループへ問い合わせください。なお、工事店一覧が市公式ホームページに掲載されていますので、確認することができます。

排水設備改造資金 の融資あっせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする屋内の排水設備を改造することが必要になります。この改造工事が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられるように『水洗便所改造資金融資あっせん制度』を設けています。

融資金額 公共下水道に接続するトイレが
 ・ 1か所の場合：60万円まで
 ・ 2か所の場合：80万円まで
 ・ 3か所以上の場合：100万円まで

利子 無利子（利子分は市が負担します）

返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払いしていただきます。元金の返済期間は



60か月以内です。
 対象となる方 下水道が使用できることとなった日から3年以内（排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件をすべて満たしている方に限ります。）

- ① 市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと。
- ② 返済能力を有すること。（金融機関の審査があります）
- ③ 連帯保証人が1人いること。

取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あっせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

雨水貯留・浸透施設 設置奨励補助金制度 をご利用ください



近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加してきています。

そこで、雨水の流出を抑制することができ、「雨水貯留・浸透施設」を設置することにより、さまざまな効果をもたらすことができますので、ぜひご利用ください。

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方

期待される効果

- ・ 雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
- ・ 雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
- ・ 貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができます。水資源の節約になります。

補助対象施設と補助金額

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽(雨水タンク)	容量200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、100,000円を上限とした金額

※貯留槽（雨水タンク）、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。
 ※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。

下水道事業

受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ
☎52-1111(内線291・292)

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成23年4月1日使用開始区域を含め約41haの区域で下水道が使用できるようになりました。

今年度も新たな対象区域を4月1日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用貸借または賃貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

なお、この負担金は固定資産税などとは異なり、毎年賦課される

ものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

負担金の額

負担金は土地の面積（公簿面積）に応じてかかります。土地1平方メートルあたり350円です。

たとえば190㎡の土地の負担金額は、 $190\text{㎡} \times 350\text{円} = 66,650\text{円}$ となります。

負担金の納付方法

平成23年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。

この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付の二通りがあり、一括納付の場合は、前納報奨金が交付（一定の割合で減額）されます。

なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徴収猶予

申請により負担金の徴収猶予が受けられる土地には、

①地目および現況が農地・山林などの土地

②係争中の土地
③災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地
④生活保護を受けている受益者が所有し、または使用している土地
などがあります。

負担金の減免

申請により負担金の減免が受けられる土地には、

- ①国、地方公共団体の土地
 - ②学校、幼稚園などの土地
 - ③宗教法人法第2条に規定する団体が使用する境内地
 - ④公衆用道路として使用する私道
 - ⑤町内会が公共の用に使用する集会所などの土地
- などがあり、減免率は100%から25%までです。

受益者の申告

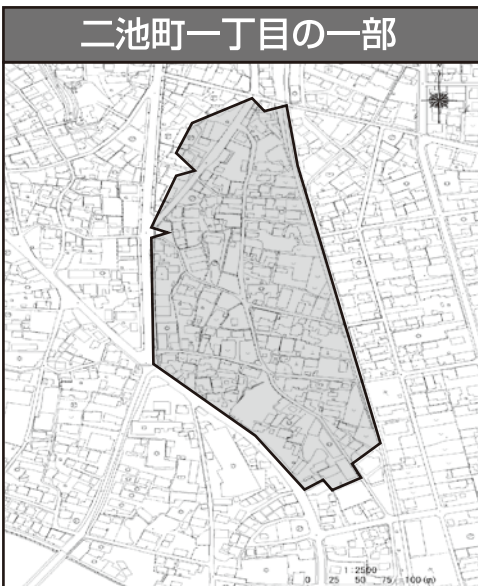
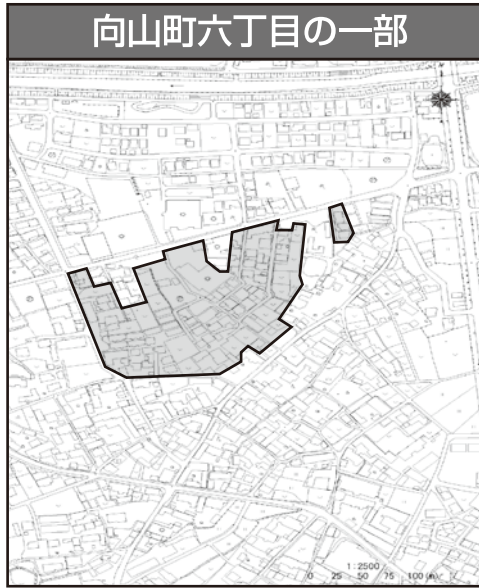
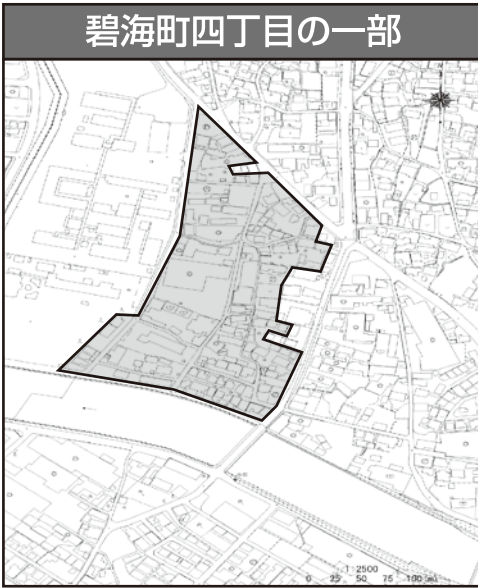
土地所有者の方に地目・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。



賦課対象区域

平成23年度に賦課対象となる区域は次のとおりです。(地図参照)

- 向山町六丁目の一部
- 碧海町四丁目の一部
- 二池町一丁目の一部



説明会の開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくための説明会を6月下旬ごろ(予定)に開催します。(対象となる土地所有者に直接ご案内します)

■納付までの流れ

6月下旬(予定)	関係者への説明会および受益者申告書の送付
7月中旬(予定)	申告書を市へ提出
8月中旬	負担金決定通知書の送付
8月下旬	納入通知書の送付(口座振替の方を除く)
9月末日までに	取扱金融機関にて納付(口座振替は納期末日に引き落とし)

納付例 負担金額が66,500円(土地の面積が190㎡)の場合

■一括納付の場合

納付時期		受益者負担金	報奨金額	差引納付額
1年目第1期	(9月1日~30日)に全額納付の場合	66,500円	10,690円	55,810円
2年目第1期	(9月1日~30日)に全額納付の場合	52,800円	6,650円	46,150円
3年目第1期	(9月1日~30日)に全額納付の場合	39,600円	3,560円	36,040円
4年目第1期	(9月1日~30日)に全額納付の場合	26,400円	1,420円	24,980円
5年目第1期	(9月1日~30日)に全額納付の場合	13,200円	230円	12,970円

■分割納付の場合

期別	納期	納付年度				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
第1期	9月1日~30日	7,100円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円
第2期	翌年3月1日~3月31日	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円

情報ファイル information file



税

愛知県西三河地方税 滞納整理機構 業務を開始



地方税（市民税・県民税）などの滞納整理の専門機関として、愛知県と西三河6市によって愛知県西三河地方税滞納整理機構が設立され、4月から安城

県税センター内で業務を開始します。

地方税などの高額および困難な滞納事案を市から引き受ける専門的な徴収機関として、滞納者が所有する財産を調査し、差押・公売などの滞納処分を迅速に行います。

税金を納期限内に納付していただいてる皆さんとの税負担の公平性を確保し、未納となっている税金の縮減を図ります。

問合せ先
 回収納グループ
 ☎52111111（内線241・242・243）

インターネット公売開始

インターネット公売とは、財産などがありながら行政機関（市、県、愛知県西三河地方税滞納整理機構）から再三の納税の催促がありながら税金などの支払が滞っている滞納者に対して、行政機関が滞納者から差し押さえた財産を国税徴収法などの法令にのっとりインターネットを利用して売却する手続きのひとつです。

落札された物件の売却代金は、滞納者の未納税金などの支払に充てられます。また、財産の搜索・差押え・

善意をありがとうございました

市へ
内藤治代
(敬称略)

公売は市の徴税吏員や愛知県西三河地方税滞納整理機構により行われます。

問合せ先
 回収納グループ
 ☎52111111（内線241・242・243）

CAMERA REPORT カメラレポート

カワラッキーレンズが たかはま夢・未来塾生と鶏めし作り

3月12日に中央公民館で、たかはま夢・未来塾のロボットクラブのお楽しみ会として、カワラッキーレンズの食育ボランティア・農村生活アドバイザーが、31人のクラブ員と鶏めし作りを行いました。

食育ボランティアのプロの料理人が包丁の扱い方を指導し、郷土料理「鶏めし」の由来を伝え、吉浜の「廃鶏」を使って炊飯釜いっぱい鶏めしを作りました。

みんなでそろって「いただきます」をして食べはじめると、「おかわり」の声が次々とあがり、瞬く間にお釜は空っぽになりました。

相続・遺言 無料相談会!!

小さなことも司法書士に相談して安心を

4月9日(土)・23日(土)そして平日も開催中!

こんなお方はご相談下さい!

- 相続についていろいろ聞きたい
- 遺言書の必要って?作り方は?

開催地/刈谷駅0分 南口ファミマ2階

司法書士 今井聡詞

刈谷市南桜町1-73 司法書士法人 あいち司法&相続 **0120-130-914**

国保・年金

国民健康保険税 第1期・第2期は 仮算定の税額です

国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成22年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。

これを仮算定といいます。

仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬にお届けする予定です。

もし、平成23年度の国保税が平成22年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができますので、市民窓口グループへ問い合わせてください。

市民窓口グループ
☎5211111（内線261・262）

国保加入者の皆さんへ すいすい健康教室 受講生募集

国民健康保険では、被保険者の皆さんに、これからの生活をいきいきと健やかに過ごす知恵を身につけていただけるよう、健康教室を開講します。

この教室は、プールでの全身を使った予防運動や運動室での健康予防体操などを取り入れた教室です。

対象 国民健康保険加入者、または過去に当教室を受講した方で体力に自信がある方も受講できます。

募集期間 4月4日(月)～15日(金)

募集人数 30人(先着順)

開講日 5月12日から毎週木曜日、午前10時～11時の連続8回（6月30日は施設休館日のため休み）

ところ コパンスポーツクラブ 高浜（図書館西100m）

受講料 1,000円

※納付方法 については、別途開講案内で通知します。また、受講料納入後は、キャンセルしても返還しません。

※プール で使用する水泳帽子・

水着・タオルは各自で用意してください。

申込方法 直接市民窓口グループへ来庁するか、電話で申し込んでください。

申込・問合せ先
市民窓口グループ
☎5211111（内線261・262）

平成23年度第1期すいすい健康教室

開講日	内 容
5月12日	すいすい健康体操（新感覚リンパトレーナー・ジュリンパ系を刺激するストレッチ）
19日	すいすい健康水泳【プール】（泳がないウォーキング中心の水中運動）
26日	メタボ改善水泳【プール】（ウォーキング中心の水中運動）
6月2日	かんたんダンベル体操（筋力向上ダンベル体操）
9日	膝痛予防のための水中運動【プール】（プール下半身中心水中運動）
16日	青竹健康体操（下半身中心のストレッチ及び青竹踏み）
23日	レッツアクアビクス【プール】（かんたんなのしいアクアビクス）
7月7日	レクリエーション&リラクゼーション

平成23年度 年金額と年金保険 料額のお知らせ

◆年金額
国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。
年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

◆年金保険料
・定額保険料 1万5,020円
・付加保険料（月額400円）を加えた保険料 1万5,420円
※割引額は複利原価法により計算します。（表2参照）

前納する場合、1年分または半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。
なお、前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。
・1年前納期限：5月2日(月)
・半年前納期限
【上期】：5月2日(月)
【下期】：10月31日(月)

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、ご注意ください。

◆納付は口座振替で
口座振替を利用すれば、納めに行く手間を省けるばかりか、納め忘れもなく安心です。

問合せ先
市民窓口グループ
☎5211111（内線216・261）

《表1》

年金の種類		平成23年度
老 齢 基 礎 年 金	1級	788,900円
	2級	986,100円
障害基礎年金		788,900円
遺族基礎年金（子1人）		1,015,900円
子の加算額	1,2人目	227,000円
	3人目以降	75,600円

《表2》

年 額 (月払い)	定額保険料		定額+付加保険料	
	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
	180,240円		180,240円+4,800円	
納付方法	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
納付額	177,040円	89,390円×2回	181,750円	91,770円×2回
割引額	3,200円	730円×2回	3,290円	750円×2回

訂正

3月15日号広報20ページで掲載した「4月の保健ガイド」内のDPT1期（シフテリア、百日せき、破傷風）の予防接種日程は、4月18日(月)の誤りです。お詫言して訂正します。

4月から 障害年金加算改善法 施行

障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っています。したがって、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届出によって加算を行うことになりました。

問合せ先

・刈谷年金事務所お客様相談室
☎21-2115
・岡市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216・261)

国民健康保険税 一部負担金の減免と 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などをされる制度があります。

対象となる方は、次のとおりです。

対象

一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

① 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。

② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。

③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次の方は、一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

(1) 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方

(2) 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

問合せ先

岡市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216・261)

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方へ、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月上旬にお知らせします。

なお、申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は、前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成23年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

岡市民窓口グループ
☎52-1111 (内線227・217)



子ども医療費 受給者証について

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使っていた子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。

（小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

4月に入っても受給者証が手元に届いてない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

なお、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給している方、生活保護を受給している方は対象になりません。

また、有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

岡市民窓口グループ
☎52-1111 (内線227・217)

後期高齢者医療制度 協定保養所 利用助成事業

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（平成24年3月31日まで、全保

養所合わせて4泊まで利用できます）。

利用方法 利用する方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ先

後期高齢者医療広域連合 給付課
☎052-955-1205

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

スポーツ

グループ活動をしている皆さん スポーツ安全保険に 加入しましょう

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う5人以上の団体（社会教育関係）で加入してください。
対象となる事故 被保険者の所属する団体活動中の事故および所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故。（学校管理下を除く）
※加入者の故意または重大な過失による事故、自然災害による事故などは対象になりません。

保険期間 加入手続き完了の翌日午前0時から平成24年3月31日午後12時まで

◆加入依頼書

所定の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、掛金を郵便局もしくは指定金融機関で振り込み（手数料が必要）、その受付証明書をのりづけしてスポーツ安全協会愛知県支部へ郵送してください。

※愛知県は、ゆうちょ銀行での手続きのみとなります。

※加入依頼書は、市役所文化スポーツグループ、体育センター、各地区公民館にあります。

◆インターネット(Web)

コンビニエンスストアで掛金の払い込みができます。（ネットを利用するための会員登録が必要となります）
※詳しくはホームページをご覧ください。

・スポーツ安全協会

<http://www.sportsanzen.or.jp>

※同一団体で年度内に中途加入する際は追加加入する団体のみの名簿を作成し、新規加入時と同様（加入依頼書またはインターネット）の方法で手続きを行なってください。

※年度途中での加入区分の変更はできません。

※加入に際しては必ず「スポーツ保険のあらまし」をよく読み、納得のうえでの加入をお願いいたします。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

加入区分および保険金額（抜粋／詳しくは「スポーツ保険のあらまし」をご覧ください。）

加入対象者	対象	加入区分	掛金 (1人年額)	対象範囲	傷害保険（保険金額）				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
					死亡	後遺障害 (最高)	入院(日額)	通院(日額)		
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	600円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,150円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	
				上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象外
大人	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導	C	1,600円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導、審判	AC	1,100円		1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上	B	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
子ども 大人	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			
Web限定 全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内のスポーツ教室)	短期 スポーツ 教室	600円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

※AW区分の特徴:個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 ※入院・通院については治療日数1日目から補償されます。

救命講習会

消防

会場	碧南消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習会I	小児・乳児応急手当講習会
開催日	4月17日(日)	4月23日(土)
開催時間	午前9時～正午	午前9時～11時
定員	先着20人	先着20人
申込先細	無料 4月5日(火)午前9時から募集開始 ☎41-2625 救急係へ	無料 4月5日(火)午前9時から募集開始 ☎75-2494 救急係へ
対象者	碧海5市在住・在勤の方 ※いずれの会場でも受講できます。	

訂正

3月15日号広報(12ページ)「平成23年度 子どもクラブ員募集」でお知らせした問合せ先「翼児童センター」に誤りがありましたので、お詫言ひして訂正します。(誤) ☎522220003 ☎53333333 ☎54444444

児童センター

朝食をつくらう

とき 4月23日(土) 午前10時～11時30分

ところ 中央児童センター

対象者・定員 小学生12人

材料費 100円

内容 米をかして、玉子丼・お吸い物を作って食べよう。

持ち物 エプロン、三角巾またはバンダナ、水筒、手ふきタオル

申込期間・方法 4月9日(土)～16日(土)に、中央児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前9時からです。
※定員になりしだい締め切りします。

問合せ先 中央児童センター
☎52130014

あそびの日

とき 4月24日(日) 午後1時30分～3時

ところ 翼児童センター

対象・定員 小学生40人

参加費 無料

内容 運動用具を使って楽しく遊びます。

持ち物 タオル、水筒

申込期間・方法 4月9日(土)～16日(土)に、翼児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前9時からです。
※定員になりしだい締め切りします。

問合せ先

翼児童センター
☎54120033

2歳児

親子体操教室募集

児童センターの親子体操教室では、講師を迎え親子でふれあいや遊びをします。

※参加するには、登録が必要です。

申込期間・方法 4月6日(水)～13日(水)に東海・吉浜児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前9時からです。
※各グループとも定員を超えた場合は、抽選です。

説明会・抽選会
・東海児童センター
4月22日(金) 午前10時30分～11時30分
・吉浜児童センター

4月22日(金) 午前10時～11時
問合せ先
・東海児童センター
☎52151126
・吉浜児童センター
☎52110119

■東海児童センター

活動名	対象	内容	活動日・時間
ノントン	平成20年4月2日～21年4月1日生まれの2歳児と保護者 定員20組	タオルを使った遊び まねっこヨガ 親子体操 パラシュート遊び サーキット遊び ほか	年間9回 金曜日 午前10時30分～11時30分

■吉浜児童センター

活動	対象	内容	活動日・時間
たまごA	平成20年4月2日～9月30日 生まれの2歳児と保護者 定員20組	・親子ふれあい遊び ・リズム遊び ボールや新聞紙、風呂敷など身近なものを使って遊ぶ ほか	年間9回 水曜日 午前10時～11時
たまごB	平成20年10月1日～21年4月1日生まれの2歳児と保護者 定員20組		



採用試験

国税専門官 採用試験

職種 国税専門官
受験資格

①昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

②平成2年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方

・大学を卒業した方および平成24年3月までに卒業する見込みの方

・人事院が前記に掲げる者と同等の資格があると認める方

申込期間 4月1日(金)～14日(木)
試験日

・第1次試験 6月12日(日)
・第2次試験 7月19日(火)～7月26日(火)までのいずれか指定する日

問合せ先 名古屋国税局人事第二課試験係
☎052195113511
(内線3450)



労働基準監督官 採用試験

労働基準監督官は、労働局、労働基準監督署などに勤務して、労働者が安心して働くことができるよう、労働基準法などの遵守のため、指導、各種機械などの検査および労災事故を負った場合の補償業務を行う国家公務員の専門職です。

受付期間 4月1日(金)～14日(木)
受験資格

①昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

②平成2年4月2日以降生まれの方で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した方および平成24年3月までに大学を卒業する見込みの方

(2) 人事院が(1)に掲げる方と同等の資格があると認める方

試験日

・ 第一次試験 6月12日(日)

・ 第二次試験 7月20日(水)・21日(木) (第一次試験合格通知書で指定する日時)

問合せ先

愛知労働局

☎052-972-0264



教育

子ども「こほんび」プレクラス「くすのき」

教育委員会では、日本語が不自由な子どもたちが日本語や日本の習慣を学び、早く学校生活に慣れて楽しく過ごせるように「くすのき」(外国人児童生徒早期適応教室)を開いています。

日本の学校が初めてで不安なお子さん、日本語がわからなくて心配なお子さん、「くすのき」に通ってみませんか。

ところ 翼小学校2階「くすのき」教室

対象 市内に住んでいる6歳から15歳までの子ども(小学1年生～中学3年生)

※市内の小中学校に入ること希望している方。

※翼小学校区以外に住んでいる場合は、保護者の送迎が必要。

学習内容 基礎日本語、算数、学校の習慣

学習期間 おおよそ3か月間から6か月間

通室時間 月曜日～金曜日 午前8時10分～午後3時まで

費用 無料

※給食費、教材費などは別途徴収します。

問合せ先

教育委員会学校経営グループ
☎52-111-1 (内線31)

翼小学校 担当木内(ポルトガル語可)
☎54-2883-1



西三河 イベント情報

知立市

知立まつり

祭りの歴史は古く、江戸時代から続き、問祭となる今年は、5つの町から勇壮華麗な5台の花車が繰り出され、知立神社に奉納されます。

とき 5月2日(月)・3日(火)

ところ 知立神社(名鉄知立駅下車徒歩15分)

問合せ先

知立市観光協会
☎83-111-1

安城市

吉本新喜劇&バラエティショー

とき 5月22日(日)

・ 1回目(昼の部) 開場：午後0時30分 開演：午後1時
・ 2回目(夜の部) 開場：午後

後4時30分 開演：午後5時

ところ 安城市民会館サルビアホール

入場料 S席4,000円、A席3,000円(全席指定)
前売開始 4月3日(日) 午前9時

※3歳以上有料、3歳未満でも席が必要な場合は有料です。

問合せ先

安城市民会館生涯学習課文化振興係
☎75-1115-1

愛知県特定(産業別)最低賃金改正

愛知県内の特定の産業に適用される7業種の産業別(特定)最低賃金について、12月16日から改正された金額が発効しています。

このため、すでに10月24日に改正された「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金(時間額)は次のとおりです。

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	745円	平成22年10月24日

特定(産業別)最低賃金

鉄鋼業最低賃金	862円	平成22年12月16日
はん用機器製造業最低賃金	838円	
電気機器製造業最低賃金	803円	
輸送用機器製造業最低賃金	844円	
精密機器製造業最低賃金	792円	
各種商品小売業最低賃金	785円	
自動車(新車)小売業最低賃金	826円	
自動車部分品・付属品小売業最低賃金	800円	平成19年12月16日

問合せ先 愛知労働局ホームページ(<http://www.aichi-rodo.go.jp/>)
刈谷労働基準監督署 ☎21-4885

犬・ねこ

狂犬病予防注射

平成23年度狂犬病予防注射を行います。

※新たに犬（生後91日以上）を飼いはじめた場合、注射料金のほかに登録手数料が犬一匹につき3,000円必要です。

お願い 会場には、注射時に犬の首輪をしっかり押さえられる方が連れて来てください。

注意事項

- ・生後91日以上の犬は、一生に1回の登録と、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。
- ・体の具合の悪い犬は、注射を受けることができませんので、獣医に相談のうえ、個別に注射を受けてください。

- ・予防注射は、集合注射のほか動物病院でも受けることができます。都合の悪い方は、動物病院で受けてください。
- ・登録している犬で、死亡や飼い主の変更などがあって、まだ届け出をされていない方は会場または市役所へ届け出てください。

注射料金 おつりのないようお願いします。

狂犬病予防注射	2,750円
注射済票交付料	550円
合計	3,300円

犬を飼ったら かならず登録を！

犬は、登録することが法律で義務付けられています。

行方がわからなくなったときでも、登録しておけば、市役所の登録台帳から容易に検索できて、飼い主の元に帰る可能性も高まります。かならず登録をしましょう。

もしも、犬が逃げ出して行方がわからなくなった場合は、市役所か碧南警察署（☎46-0110）、動物保護管理センター（☎0565-58-2322

3）へ問い合わせてください。
糞のあと始末は責任をもって！

犬やねこの糞を、道路や他人の敷地などに放置する方がいけません。

周辺の住人にとって、大変迷惑ですので、飼い主は責任をもって糞のあと始末をお願いします。

無責任なエサやりはやめて！

野良ねこが各所で増え、他人の敷地に糞をしたり、生ごみを食い散らしたりするなど困っています。

野良ねこは野良犬と違って法的に捕獲できません。

「かわいそう」といってエサを与えることにより、かえってかわいそうな野良ねこを増やす結果となってしまいます。

野良ねこが増え続けないように、無責任なエサやりはやめましょう。

問合せ先

☎市民生活グループ
☎52-1111（内線264）



4月より犬・ねこの 引き取り有料化

4月1日より、犬・ねこの引き取りが有料となり、市役所では引き取ることができなくなりました。

犬やねこを捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁止されており、事情で飼えなくなった場合は、ご自分で新しい飼い主を探しましょう。

どうしても飼い主が見つからない場合は、動物保護管理センターに相談してください。

引取手数料

- ・生後91日以上の犬またはねこ一匹につき2,500円
- ・生後91日未満の犬またはねこ一匹につき500円

問合せ先

県動物保護管理センター
☎0565-58-2323

その他

保育士試験 予備講習会

とき 6月6日（月）～8日（水）、10日（金）、13日（月）～15日（水）、17日（金）

（金）（全8日間）

ところ 愛知県社会福祉会館

（名古屋市中区丸の内）

受付期間 4月25日（月）～5月23日（月）（予定）

受講料 1日3,000円、7・8日間 2万円

※講習用テキストは、愛知県社会福祉協議会で販売します。

（改訂・保育士養成講座）

テキスト代 一冊1,890円

（税込）、全巻（全11冊）1万700円（税込）

※送料一律400円。

要綱配布日 4月上旬～中旬

（市役所のみ土・日曜日は除く）

要綱配布場所 市役所こども育成グループ、いきいき広場内

社会福祉協議会および愛知県社会福祉協議会ホームページ

問合せ先

社会福祉協議会施設福祉部
☎052-2322-1184



仕事と住宅を失った方へ 支援します

経済、雇用情勢の悪化により、仕事と住宅を失った（もしくは失うおそれのある）方に、次のような支援を実施しています。

(1) 住宅手当緊急特別措置事業

離職者が就職活動を行い就労するために必要な、安定した住居を確保するため、アパートなどの住宅費を給付します。

支給期間 6か月以内（一定条件のもと、最大9か月まで）

主な支給要件など

収入や預貯金の条件など一定の条件があります。支給額や手続きなど、詳しくは問い合わせください。

実施期限

平成24年3月まで

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-60071

(2) 臨時特例つなぎ資金の貸付

失業給付などの公的支援を受けるまでのつなぎ支援として、住居のない離職者に当面の生活費を貸し付けます。

貸付限度額 10万円

利子 無利子

連帯保証人 不要

実施期限 平成24年3月まで

問合せ先

高浜市社会福祉協議会

☎52-20002

(3) 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付

失業者など、日常生活を営むうえで困難を抱えていて、かつ、ほかの公的給付を受けられない低所得者世帯に対し、生活支援に必要な資金を貸し付けます。

貸付の種類

①生活支援費（貸付期間は12か月以内）

・2人以上の世帯 月額20万円以内

・単身世帯 月額15万円以内

②住宅入居費用 40万円以内

③一時生活再建費 60万円以内

償還期間 6月の据置期間経過後20年以内

連帯保証人 原則1人必要。ただし、連帯保証人がいなくても貸付可能。

利子 連帯保証人がいる場合は無利子。いない場合は年1.5%

問合せ先

高浜市社会福祉協議会

☎52-20002

カラスの巣作りによる 停電防止にご協力を

3月から5月は、カラスの巣作りのピークです。

カラスは、巣作りに金属製ハンガーなどを使うことがあり、電柱の上に巣を作ると、漏電や短絡（ショート）で、広範囲な停電を発生させる恐れがあります。

カラスの巣作り防止にご協力ください。

①金属製ハンガー・針金などを物干し竿やごみ捨て場に放置しないようお願いします。

②電柱の上にカラスの巣を発見したら、お近くの中部電力までご連絡をお願いします。

通報により、現場の状況を確認し、停電を防止する措置（巣の撤去・金属類の除去など）を実施します。

問合せ先

中部電力(株)碧南サービスセンター

1シヨ

☎0120-9885-624



広報たかはま 市公式ホームページに 広告を掲載しませんか

広報たかはまおよび市公式ホームページでは、地域産業活動の振興と市民への生活情報の提供のため、紙面・ウェブページの一部を有料で開放しています。

個人・事業者を問わずご利用いただけます。ただし、広報紙に掲載するものとして不適当と考えられる広告については取り扱いかねます。詳しくはお問い合わせください。

使用例

・事業者および商品の宣伝

・サークルなどの会員募集

・イベント・講座の告知など

募集内容 別表のとおり

申込方法 申込書（市公式ホームページおよび危機管理グループで配布）に必要事項を記入し、広告原稿を添えて危機管理グループへ提出してください。メール可。

提出後、広告内容の審査があります。

申込・問合せ先

危機管理グループ

☎52-11111（内線332）

電子メール

kanri@city.takahama.lg.jp

《別表》

	広報たかはま	ホームページ
掲載回数・期間	1回	1ヶ月(1日～月の最終日)
掲載位置	情報ページ下部	トップページ下部
サイズ	縦5センチ×横8.5センチ ※4枠まで繋げることが可能	縦60ピクセル×横120ピクセル
掲載料	1枠15,000円	1ヶ月10,000円 1年間100,000円
締切り	掲載号の原稿締切日(発行日の約40日前)	掲載希望日の10日前
募集枠数	8枠	10枠
備考	クーポン券・入場券などとしての利用も可	バナー広告(広告主のホームページへリンク)



**かわら美術館
初級者電動ロクロ教室
受講者募集**

- 日**・Aコース(木・金曜日)
4月21日(木)、22日(金)、
28日(木)、29日(金)、5月5
日(木)、6日(金)、20日(金)、
6月19日(日)の全8回
・Bコース(土・日曜日)
4月23日(土)、24日(日)、
30日(土)、5月1日(日)、7日
(土)、8日(日)、21日(土)、6
月19日(日)の全8回
午後1時30分～4時(最終日のみ
午前9時30分～正午)
- 場**かわら美術館2階陶芸創作室(最
終日のみ講義室)
- 募**各コース14人(先着順)
- 費**8,500円(最終回に修了証を発
行します)
- 申**4月1日(金)午前9時よりミュー
ジウムショップまたは、ファクスに
て受け付けします。
- 問**かわら美術館
☎52-3366 Fax52-8100



**ゴールデンウィーク特別企画
シーサーをつくろう
受講者募集**

- 日**5月3日(火・祝) 午後1時30分
～4時
- 場**かわら美術館2階陶芸創作室
- 募**40人(先着順)
- 費**高校生以上1,600円、中学生以
下800円
- 申**4月3日(日)午前9時よりミュー
ジウムショップまたは、ファクスに
て受け付けします。
- 問**かわら美術館
☎52-3366 Fax52-8100

**ゴールデンウィーク特別企画
親子で陶芸をたのしもう
受講者募集**

- 日**5月5日(木・祝)
午前9時30分～正午
- 場**かわら美術館2階陶芸創作室
- 募**40人(先着順)
- 費**保護者(大人)1,000円、こども
(中学生以下)450円
- 申**4月5日(火)午前9時よりミュー
ジウムショップまたは、ファクスに
て受け付けします。
- 問**かわら美術館
☎52-3366 Fax52-8100

**介護予防事業
元気はつらつ教室(前期)**

- 最近「足腰が弱くなった」「体力が
落ちてきた」「一人ではなかなか運
動ができない」と感じている方、お
友達を誘って参加してみませんか。
- 日**5月9日(月)～7月11日(月)の毎
週月曜日 午前9時45分～11
時30分
- 場**全世代楽習館(本郷町六丁目)
- 募**65歳以上の市民20人
- 費**無料
※テキスト代として500円程度か
かります。
- 内**音楽に合わせてストレッチ体操や
筋力アップの体操・脳トレなどを
行います。
- 申**4月1日(金)～28日(木)の間に
電話で申し込んでください。定員
を超える場合は、初参加の方を
優先します。
- 申問**いきいき広場内保健福祉グル
ープ ☎52-9871



**サン・ビレッジ衣浦
ワンポイントレッスン**



ワンポイントレッスンを4月1日
から開始します。専門コーチが指導
しますので、初心者の方も安心して
参加できます。

- 内**・水中ウォーキング(第1水曜日
午後2時～3時)
・ヨガ(第2・第4水曜日 午後7
時～8時)
・リズム体操(第3水曜日 午後
7時～8時)
・ポールでエクササイズ(第1・
第3金曜日 午後7時～8時)
・アクアビクス(第2・第4金曜日
午後7時～8時)
- ※ヨガ、リズム体操のワンポイント
レッスン中は、卓球設備の利用が
できません。
- ※そのほか臨時的に変更すること
がありますのでご了承ください。
- 場**サン・ビレッジ衣浦(温水プール、
ヨガ・リズム体操は軽運動室)
- 費**・水中ワンポイント プール入
場料(大人400円)のみ
・ヨガ・リズム体操 プール・浴場
いずれかの入場料(大人400
円)のみ
- 募**・ヨガ…15歳以上(中学生を除
く)の方、25人(要予約)。動き
やすい服装、大きなタオルなど
が必要。
・リズム体操…15歳以上(中学
生を除く)の方、18人(要予
約)。動きやすい服装、シュー
ズ、大きなタオルなどが必要。

問サン・ビレッジ衣浦
☎41-2655

催し



募集

日 日時	場 場所
内 内容	費 費用
募 募集対象・人数	他 その他
対 対象	問 問合せ先
申 申込先・申込方法	

リサイクルプラザ フリーマーケット出店者募集

- 日** 5月15日(日) 午前9時～正午
※雨天時は、21日(土)に順延。
- 場** リサイクルプラザイベント広場
- 募** 市内在住・在勤者で、満20歳以上の営利目的でない方
※出店数53店。(先着順)
1店当たり2.5m×2.0m。
- 費** 500円
- 申** 4月10日(日)～28日(木)間に住所か勤務先を証明できるもの(保険証、免許証、身分証明書など)を持参のうえ、リサイクルプラザへ直接申し込んでください。
※電話での申し込みはできません。
※受付時間は、午前10時～午後4時までです。(月曜休館)
- 問** リサイクルプラザ
☎53-5379



不用になった学生服を リサイクルしませんか

不用になった学生服の回収と販売を実施します。

もういらないけど、捨てるにはもったいない。あるいは、衣替えを控えたこの時期に、もう一着欲しいとお考えの方は、ぜひお越しください。

◆不用学生服の回収

日 5月14日(土) 午前10時～午後3時

場 リサイクルプラザ

※回収価格は、学生服1点につき100円。

◆リサイクル学生服の販売

日 5月15日(日) 午前9時～正午

場 リサイクルプラザ

※販売価格は、学生服1点につき300円。

※数量・サイズには限りがありますので、お早めにお越しください。

問 リサイクルプラザ ☎53-5379

高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会 ☎52-6598



エコ工作教室

高浜エコハウスでは、新聞チラシや牛乳パックなどで小物入れやバツタを作ります。

日 4月中の土・日曜日、祝日

午前9時～午後5時

場 高浜エコハウス学習コーナー

対 小・中学生

費 無料

※事前予約の必要はありません。

問 市民生活グループ

☎52-1111(内線263)

高浜エコハウス ☎52-2299

「和のフィットネス」 NOSS(ノス)教室

NOSSは、「おどりを使って、筋力の衰えを少しでも防ごう」という目的で、日本舞踊家の西川右近氏と中京大学湯浅教授との合同研究によって考案された踊りです。

有酸素運動、筋力強化、ストレッチ、ほかにも脳への刺激などバランスのとれた運動です。

日 毎月第1・第3の火曜日

午前9時15分～10時(初回は4月5日(火))

場 高浜ふれあいプラザ

費 無料(定員なし)

他 運動のできる服装で

問 高浜まちづくり協議会

☎87-9112(午前9時～午後5時)

エコハウスでフリーマーケット

高浜エコハウスは、「資源ごみ分別学習エリア」のスペースを第5週目にあたる土・日曜日に貸し出し、リサイクル活動を行う団体を応援しています。

4月の開放日は、「子育て応援ぐるんぱ」主催によるフリーマーケットが開催されます。

日 4月30日(土)

午前10時～午後2時まで

場 高浜エコハウス(全館使用)

※出展を希望する方は、子育て応援ぐるんぱ代表神谷(☎090-1288-3273)まで申し込んでください。(70ブース先着順)1ブース(2.5m×2.5m)70円です。

問 市民生活グループ

☎52-1111(内線263)



LIBRARY
INFORMATION

図書館 情報

問合せ先 図書館 ☎52-0240

4月の休館日

5日(火)、12日(火)、19日(火)、
26日(火)

■おはなし会

とき 4月9日(土)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
読み手 トキの会

■ベビーブックのひととき

とき 4月7日(木)
午後1時～2時
ところ 吉浜公民館1階和室
内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、工作、読書相談
対象 0～2歳児と保護者
読み手 マザリーズ

■えほんの森

読書相談やおはなし会を開催しています。お気軽にご利用ください。
・月曜日 午後1時～4時(児童向けおはなし会)
・水曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・金曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・土曜日 午前9時30分～午後0時30分(児童向けおはなし会)
読み手 読書アドバイザー

■吉浜おはなし タッチ

とき 4月10日(日)(毎月第2日曜日)午後3時～3時30分
ところ 吉浜公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介など
対象 幼児～小学生
読み手 図書館スタッフ

■紙芝居の日

とき 4月2日(土)、16日(土)、30日(土) 午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
読み手 土ようおはなし会

■「こども読書の日」記念行事 「おはなしだいすき！ 本のたまてばこ」

とき 4月23日(土)～なくなるまで
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
対象 幼児～中学生
内容 「子ども読書の日」記念行事として、スタッフのおすすめする3冊が入った本のパックの貸出をします。幼児から中学生まで、年齢に合わせたパックを26セット用意します。お好きなテーマのパックをぜひ借りてみてください。
※1人1パックまで。

■「こども読書の日」記念行事 読書感想画コンクール

募集期間 4月16日(土)～5月15日(日)
展示期間 5月21日(土)～7月11日(月)
投票期間 5月21日(土)～6月30日(木)
入賞者発表 7月2日(土)
ところ 図書館
対象 幼児～小学生
内容 「こども読書の日」記念行事として、子どもたちに本に触れてもらい、本を読んだ感動を描いた絵を募集します。応募してもらった絵を図書館で掲示し、利用者による投票を行い、上位20人の方に記念品を進呈します。
募集要項 図書館指定用紙またはA4サイズ用紙。題材とする本・画材は自由です。
応募先 図書館、高取図書室、吉浜図書室 窓口

国民読書年記念行事「あなたの思い出の本を教えてください」 エピソード紹介《第4回》

ペンネーム H.O.
年齢・性別 60代・女性
書名 『大和路・信濃路』
著者名 堀辰雄／著
エピソード 「…夕冷えのなかに、その柱だけがまだ温かい。ほんのりと温かい。その太い柱の深部に潜み込んだ日の温かみがまだ消えやらずに残っているらしい。」この文章に初めて出会ったのは、もう50年近く前の高校の教科書です。唐招提寺金堂の円柱の手触りと日向の匂いの中に、はるか古代ギリシャの神殿列柱のエンタシスの丸みを重ね、

薬師寺仏塔の相輪水煙の中に飛翔する天女像の描写に、シルクロードを経た仏教の旅を想像しました。後年ふと立ち寄った書店の棚にこの本を見つけた時は、思いがけず、かつての恋人に再会したようなときめきを感じ求めました。そして時々取り出しては、目の粗い不鮮明な感じすらする写真とともに頁を繰るのです。感動し、共感した当時の感傷を青くさく、面映く思うこともあります。それが青春であったような気もしています。

■みんなのおはなし会 「よむ♪よむ」

とき 4月3日、10日、17日、24日(毎週日曜日)午後2時～2時30分
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 幼児～小学生、一般
読み手 図書館スタッフ

■赤ちゃんおはなし会 「あんよ☆あんよ」

とき 4月4日、11日、18日、25日(毎週月曜日)午前10時30分～11時
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 0歳～3歳児と保護者
読み手 図書館スタッフ

妊婦健康診査の 公費負担の拡充について

4月1日から

**「ヒト白血病ウイルス-1型(HTLV-1)抗体検査」と
「クラミジア抗原検査」が妊婦健康診査項目に追加されます**

この度、高浜市では厚生労働省発・母子感染予防対策に基づき、公費負担を行う妊婦健康診査(第8回)にヒト白血病ウイルス-1型(HTLV-1)抗体検査とクラミジア抗原検査の検査項目を新たに追加しますのでお知らせします。

対象となる方

高浜市に住所を有する方で、4月1日以降に妊婦健康診査受診票(母と子のしおり)の**第8回(30週ごろ)**を使用される方

受診券の交付および受診方法

◎4月1日以降、妊娠の届出をされる方

母子健康手帳と併せて、『ヒト白血病ウイルス-1型(HTLV-1)抗体検査とクラミジア抗原検査を追加した妊婦健康診査受診票(母と子のしおり)』を交付します。妊婦健診受診の際に医療機関窓口にて提示し、妊婦健診の一環として当該検査を受けてください。

◎3月31日までに、すでに母子健康手帳の交付をうけていて、 4月1日以降に受診票の第8回を使用される方

『ヒト白血病ウイルス-1型(HTLV-1)抗体検査とクラミジア抗原検査を追加した第8回妊婦健康診査受診票』と『GBS検査(子宮頸管の細菌検査)を削除した第10回妊婦健康診査受診票』の**修正用シール**と説明書をすでに個別通知と窓口配布しています。(3月)妊婦健診受診の際、医療機関窓口にてそのシールを貼付した妊婦健康診査受診票を提示し当該検査を受けてください。

※転入などで高浜市の妊婦健康診査受診票(母と子のしおり)をお持ちでない方や個別通知が届いていない方はお手数ですが保健福祉グループまでお知らせください。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

ま ち の 話 題

T O W N T O P I C



2月22日(火)

手づくりのお皿で味わうカレーライス

卒園記念にかわら美術館で作ったお皿に盛り付けられているのは、園児たちが切った野菜が具材の手づくりカレー。高浜南部保育園ではこの日、子どもたちの卒園記念と地域への恩返しとして、宅老所あっぽのおばあちゃんたちを交えたカレーパーティーを開きました。思い思いの絵を描いた自分のお皿で味わうカレーは格別で、大勢の子どもたちから「おかわり!」の声が上がっていました。



3月2日(水)

手作りスモック たくさん使ってね

県立高浜高校の普通科2年生の生徒たちが家庭科の授業の一環として作ったスモックを、よいいけ保育園の園児たちにプレゼントしました。

クリーム色のスモックは子どもたちに大好評で、試着役に選ばれた園児が嬉しそうに着用すると両者から歓声があがり、園児からはお礼に歌を高校生のお兄さん・お姉さんにプレゼント。「いただいたスモックは手づくりおやつを作る時や給食の配膳の時に活用させていただきます」と園長先生が話してくださいました。



3月4日(金) 南中学生徒会 高取まち協へエコキャップを寄付

南中学校生徒会が今年度最後の生徒会活動として、生徒が各家庭から持ち寄ったペットボトルキャップ19,804個を高取まちづくり協議会に届け、環境美化活動に協力しました。高取まちづくり協議会まちなか美化グループでは、ペットボトルキャップを集めてリサイクルし、二酸化炭素の削減に努めるエコキャップ回収事業を行っています。グループのメンバーは、「大変感銘を受け、とても良い刺激をもらいました。これから地域のために頑張っていきます」と意気込んでいました。



PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



Aumento da despesa pública destinada à cobertura dos exames pré-natais.

妊婦健康診査の公費負担の拡充

A partir de 1º de abril, serão acrescentados aos exames do pré-natal, os exames de [Detecção de anticorpos contra o vírus linfotrópico de células T humanas tipo 1(HTLV-1) (vírus humano da leucemia de células T)] e de [Detecção da presença de antígenos da Chlamydia].

Baseado nas medidas do Ministério do Trabalho, Saúde e Bem Estar Social, de prevenção de doenças infecto-contagiosas de mãe para filho, serão acrescentados ao 8º exame pré-natal coberto pela despesa pública, os exames de [Detecção de anticorpos contra o vírus linfotrópico de células T humanas tipo 1(HTLV-1) (vírus humano da leucemia de células T)] e de [Detecção da presença de antígenos da Chlamydia].

Público alvo:

Aquelas que estejam residindo em Takahama e que após 1º de abril de 2011, venham a utilizar o cupom do 8º exame pré-natal (Haha to Ko no shiori), por volta da 30ª semana de gestação.

Distribuição dos cupons e como realizar os exames:

[A] Para aquelas que apresentarem o Atestado de Gravidez após 1º de abril:

Os cupons para os exames serão entregues junto com a Caderneta Materno-infantil (Boshi Kenkou Techou). Apresente o cupom nas instituições médicas e realize o exame pré-natal correspondente.

[B] Para aquelas que receberam a Caderneta de Saúde Materno-infantil (Boshi Kenkou Techou) antes de 31 de março de 2011 e que farão o 8º exame pré-natal após 1º de abril de 2011:

Após notificação individual, junto com um manual explicativo, será entregue no balcão um adesivo para atualização, que deverá ser colado no cupom de exame cuja ordem corresponda à alteração nos tipos de exame.

Apresente o cupom de exame com o adesivo de atualização nas instituições médicas e realize os respectivos exames do pré-natal.

※Aquelas que se mudaram para Takahama e ainda não receberam os cupons para os exames pré-natais (Haha to Ko no shiori) nem a notificação individual, favor entrar em contato com o Hoken Fukushi Group.

Contato: Hoken Fukushi Group Tel 52-9871

Porta-miudezas feitas com jornal, panfletos e caixas de leite

新聞・チラシ・牛乳パックで作る小物入れ

No Takahama Eco House, nos sábados, domingos e feriados do mês de abril, será possível confeccionar pequenos objetos de forma divertida; utilizando jornais, panfletos e caixas de leite.

Venha aprender como o papel pode ser reaproveitado, confeccionando porta-miudezas e outros artigos de sua exclusividade.

Data: Sábados, domingos e feriado (do mês de abril) das 9h00 às 17h00.

Local: Takahama Eco House

Público alvo: estudantes do primário e do ginásio

A participação é gratuita. Não é necessário fazer reserva antecipada.

Contato: Shimin Seikatsu Group Tel: 52-1111 (Ramal 263)

病後児保育室が変わります

市では、病気回復期のお子さんをお預かりする病後児保育事業を実施しています。

4月1日からは、**実施場所をいきいき広場3階に変更します**。これまでの刈谷豊田総合病院高浜分院となりの保健センターでは実施しませんので、ご注意ください。

なお、**実施場所以外の変更はありません**。

利用条件 次のすべての条件にあてはまる方です。

- ・市内在住で、生後6か月以上小学校3年生以下の児童。
 - ・病気回復期にあり、通園・通学が困難な児童。
- ※感染するおそれのあるお子さんや、病気になったばかりのお子さん(急性期)は、お預かりできません。
- ・保護者の勤務などの都合により家庭で保育を受けることが困難な児童。

実施場所 いきいき広場3階病後児保育室

実施日時 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで(祝日および年末年始は除く)

定員 1日あたり2人

利用料金 1日2,000円

※ただし、減免措置があります。

①生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯は無料になります。

①を除く所得税非課税世帯は半額(1,000円)になります。

利用方法 利用は予約制です。原則として、前日の午後3時まで連絡してください。急な場合はご相談ください。事前に医師の診断を受け、病後児保育室を利用できることを確認してください。利用できる場合は、担当医に「医師連絡票」を書いてもらってください。(市内の医療機関では300円かかります)「病後児保育利用申込書」、「医師連絡票」、「保護者連絡票」を前日または当日に病後児保育室に提出してください。また、薬を与える必要があれば、「与薬依頼票」も提出してください。※必要な書類は市公式ホームページからダウンロードできます。

その他 食事は弁当(ミルクを含む)を持参してください。予約を取り消したり、入室が遅れたりするときは、早急に連絡してください。

申込・問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871



※写真は移動前のようすです。

『たかはま子育て・子育て応援計画』 目標事業量を変更します

本市では、平成22年3月に策定した「たかはま子育て・子育て応援計画(後期計画)」に基づき、子育て支援サービスなどの目標事業量などを掲げ、具体的な取り組みを推進しています。

平成21年度の実績および平成22年度の見込み、平成23年度以降の目標事業量を最新の内容に変更しました。

なお、目標事業量の変更内容は、市役所こども育成グループ、いきいき広場、保健センター、各児童センター・公民館でご覧いただけます。

※ホームページでもご覧いただけます。

計画の冊子や目標事業量の変更内容が必要な方は、こども育成グループへ連絡してください。

高浜市こども食育推進協議会主催 こども食育発表会を開催しました



2月17日に、かわら美術館講義室において、1年間の食育に関する取り組みを報告する食育発表会を開催しました。

食育重点園として、年間を通じて子どもたちとともに多くの食育活動を行った高浜幼稚園や、生徒と保護者に朝食の大切さを伝える取り組みを行った南中学校、食育のすぐれた取り組みを表彰するカワラッキー賞を、2年連続受賞いただいたすきっす倶楽部が、それぞれの活動を発表しました。

その後は、こども食育推進協議会委員を務める愛知学院大学心身科学部の酒井映子教授から「高浜市のこども食育が目指すもの～食べるの大好き高浜っ子～」と題したご講演をいただきました。講演の中で「食育は、家庭で繰り返し行うことで、良い食習慣を身につけるためのもの。子どもたちを取り巻く地域、お店、企業などが協力して、家庭を支援することが大切」という提言がありました。

ほかにも、市内で食育活動に取り組む食育協力隊「カワラッキーフレンズ」や、食育ボランティアの日ごろの活動のようすが、写真で紹介され、壁面を飾りました。

当日はカワラッキーフレンズなど83人の参加者があり、すばらしい取り組み内容に感心していました。

子育て・子育で

支 援 情 報

71

市役所こども育成グループから、子育て・子育で支援に関する情報を毎月1日号で、お知らせします。

問合せ先 市役所こども育成グループ
☎52-1111(内線362)



今回はT.1さんからのエピソードです。

平成22年度保育サービス 第三者評価の結果

市では、市内の保育所・幼稚園・認定こども園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さんに対する情報提供のため、保育サービス評価を行っています。

保育サービス評価委員会による平成22年度の評価結果がまとまりましたので、公表します。

評価結果は、市役所こども育成グループ、各保育園・幼稚園・認定こども園、各児童センターの窓口、市公式ホームページで閲覧できます。

高浜市保育所・幼稚園保育サービス 評価委員会の委員を募集します

市では、市内の保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスの質の向上と、利用者の皆さんに対する情報提供に資するため、保育サービス評価委員会を設置し、当事者(事業者・利用者)以外の第三者による評価を行っています。

このたび、平成23年度の評価を行うにあたり、市民の皆さんから評価委員を募集します。

対象 市内在住の20歳以上の方で、保育サービスに関心のある方。ただし、市内の保育所・幼稚園・認定こども園に入園している園児と同一世帯の方は除きます。

会議回数 年4回程度(1回あたり2時間程度)
訪問調査 年6回程度。市内の保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスについて、訪問調査により、評価を行っていただきます。訪問調査は終日(午前8時15分から午後4時30分ごろ)を予定しています。

募集人数 3人
任期 6月1日～平成25年5月31日まで
申込方法 こども育成グループ備え付けの応募用紙で申し込んでください。
申込期限 4月22日(金)

カワラツキーの月かわりレシピ

こども食育マスコットキャラクターのかわら食人カワラツキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつ作り方の一部をご紹介します。ご家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんと一緒に作ってみてください。

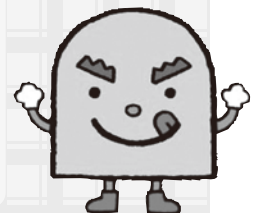
◆菜の花のマヨ和え

材料(2人分)
菜の花40g、人参20g、小松菜30g、マヨネーズ大さじ1強、醤油少々

作り方

- ①菜の花は、食べやすい長さに切り、人参は太めの千切り、小松菜は3cmの長さに切る。
- ②鍋に湯をわかし、①の野菜を好みの固さにゆでて、水気をしぼる。
- ③マヨネーズと醤油を混ぜ合わせ、②を和える。

菜の花は、つぼみも葉も、茎も食べられる緑黄色野菜なんだ。マヨネーズと一緒に食べると苦味がやわらぐよ



中央公民館講座受講生募集

申込期間 4月1日(金)～10日(土)

申込受付 中央公民館または高取公民館にて受付します。

※受講決定者を4月11日より中央公民館に掲示します。

※応募者多数の場合は抽選。応募者が少ない場合は開講しないことがあります。

	講座名	曜日	時間	受講料	会場	定員
定期講座 (全11回)	社交ダンス	火曜日	午前10時～正午	3,300円	高取公民館	20人
	かな書道	火曜日	午後1時30分～ 3時30分	3,300円	中央公民館	40人
	茶道	木曜日	午後7時30分～ 9時30分	5,800円	中央公民館	15人
	料理	水曜日	午前9時30分～ 11時30分	13,300円	中央公民館	30人
	ピラティス	月曜日	午前10時30分～ 11時30分	3,300円	中央公民館	20人

市民講座受講生募集

申込期間 4月1日(金)～10日(土)

申込受付 中央公民館にて受付します。

※受講者決定を4月11日より中央公民館に掲示します。

※応募者多数の場合は抽選。応募者が少ない場合は開講しないことがあります。

市民講座	講座名	曜日	時間	受講料	会場	定員
全10回	フラメンコ	水曜日	午後7時～9時	2,000円	中央公民館	20人
全11回	アンニョンハセヨの会 (韓国料理)	金曜日	午前10時～午後1時	3000円/月	中央公民館	20人

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい!

広報

たかはま

表紙

第6次総合計画・自治基本条例がスタート

私たちの愛するまち高浜市を未来へつないでいくために…。これから約10年先に向けたまちづくりの設計図「第6次総合計画」と、まちづくりの基本ルール「自治基本条例」が、4月からスタートします。キャッチフレーズは「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」。高浜市は住んでいる人、働いている人など、さまざまな人たちの営みによって成り立っています。それらすべてを「大家族」と見立て、みんなで高浜市を創り上げていくことを目指していきます。

編集・発行／高浜市役所危機管理グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。



VEGETABLE 広報たかはまは植物油インキを
OIL INK 使用しています。